

第六十八回国会 衆議院 通信委員會 會議錄 第十三号

昭和四十七年五月十日(水曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 高橋清一郎君

理事 加藤常太郎君

理事 本名 武君

理事 古川 喜一君

理事 栗山 礼行君

理事 宇田 國榮君

理事 小淵 惠三君

理事 左藤 惠君

理事 橋口 隆君

理事 林 義郎君

理事 阿部末喜男君

理事 八百板 正君

理事 池田 禎治君

出席國務大臣

郵政大臣 廣瀬 正雄君

出席政府委員

郵政事務次官 松山千恵子君

郵政大臣官房長 森田 行正君

郵政省郵務局長 溝呂木 繁君

委員外の出席者

郵政大臣官房首 館野 繁君

席監察官 佐々木久雄君

通信委員会調査 室長

委員の異動

五月九日

辭任

坪川 信三君

補欠選任

左藤 惠君

同月十日

辭任

佐藤 守良君

補欠選任

橋口 隆君

服部 安司君

小此木彦三郎君

同日

補欠選任

辭任

服部 安司君

小此木彦三郎君

佐藤 守良君

橋口 隆君

佐藤 守良君

本日

の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

郵政大臣廣瀬正雄君

○高橋委員長

これより會議を開きます。

郵便切手類模造等取締法案

(内閣提出第一〇五号)

第一条

郵政大臣又は外国政府の発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表わす証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表わす証票の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する物で郵政大臣の許可を受けたものを製造し、輸入し、販売し、又は頒布する場合に、適用しない。

第二条

前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理由

郵便切手類に紛らわしい外観を有する物の製造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、郵便切手類の信用の維持を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○廣瀬國務大臣

ただいま議題となりました郵便切手類模造等取締法案について御説明申し上げます。

最近、真正な郵便切手類にまぎらわしい外観を有するものが製造、販売され広く一般に流布されるようになってまいりました。

この法律案は、このようなまぎらわしい外観を有するものの製造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに郵便切手類の信用の維持をはかることとすることを目的としております。

なお、この法律案は、公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することにしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長

これにて提案理由の説明は終わりました。

ついて質問させてもらいたいと思います。

まず第一点は、この郵便切手類の模造を取り締まるというその趣旨はここに書かれておりますけれども、趣旨は了解はできますけれども、この時期にこれを出さなければならなかった必要性について、ひとつ御説明をお願いいたします。

○溝呂木政府委員

御承知のように戦前、それから二十三年、四年ごろまでは、こういう模造切手を取り締まる省令がございましたが、その後、取り締まっておたわけでございますが、その後、こういう処罰を必要とするものは法律によるということになりましたので、そのときに私どものほうはこれをやめたわけでございます。と申しますのは、その時点におきましてはこういった模造切手というものが出回ることによる被害といえますが、弊害といふものがあまり見られなかったということでございますが、先生御承知のように、最近になりました非常に本物にそっくりな、それでいて、しかも現行法の郵便法八十四条等を免れるような切手の販売あるいは流布がなされるようになってまいりましたので、急遽こういったものを取り締まりたいということとでこの法案を提出したわけでございます。

○阿部(未)委員

一つは、現行郵便法八十三条の料金減免の関係がございまして、それからもう一つは偽造の関係がございまして、それからもう一つは郵便料金減免なり八十四条の偽造禁止の法律によつてなお取り締まり得ないところはどうかということですか。

○溝呂木政府委員

御承知のように、八十三条の「料金を免れる罪」は「不法に」云々というところとで、そこに故意があることがまず一つ条件となっております。それから八十四条の「切手類を偽造する等の罪」は、「行使の目的を以て」偽造し云々というふうになっております。ところが、先ほど申し上げました、最近出回っておりますもの

は、表面は、行使の目的をもつて偽造に近いよう
な形でありながら、裏側に、参考品とか見本品と
かということ、あたかもこれは偽造の意思がな
いというように形でもつてこれが頒布あるいは販
売されているわけでございます。したがっていまし
て、現行法で、現在流通されているそれらの模造
切手を取り締まるためには、やはり行使の目的を
もつて偽造したということを立証しなければなら
ないというところで、非常に取り締まりが困難と
いいますか不可能に近いということで、今回この
法律を出すことによってそういうものをずばり取
り締まりたい、こういうふうに考えたわけござ
います。

○阿部(未)委員 この法律を、いま申し上げた八
十三条の郵便料金を免れる罪なり罰則なり、ある
いはこの八十四条の切手類の偽造の關係から切り
離して、単独立法で措置をしなければならぬ理
由はどういうわけですか。

○溝呂木政府委員 現在郵便法の中に、御指摘の
ように八十三条「料金を免れる罪」と、それから
八十四条に偽造するものがござります。しかし
し、今回のこの模造取締法案は、その切手を「製
造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し」ある目
的に「使用してはならない」という形になってお
ります。この取り締まらんとする法域といいま
すか、それはある程度切手の信用維持という分野を
私ども考えております。したがって、本法に
入れてもいいかなと思いましたが、そういった法
域が少し広いことと、たまたまこれとよく似た印
紙等模造取締法が全くこれと同じ形をとってお
りますので、すでにあります法律と同じような形
態をとったわけでございます。

○阿部(未)委員 これは大臣にお伺いしたいので
すけれども、大臣も長く郵政事業に精通されてお
るわけでございますが、本来、万国郵便条約に
よつてこの法律はつくられなければならない性
質のものだったと私は思うのですけれども、万国
郵便条約の十一條によりますと、これは加盟国が
この模造切手の製造や流布の詐欺行為を禁止しな

ければならぬということになっておるはずで
す。特に、万国郵便条約の十一條では、加盟国の政府
は、次の目的を達するために自国の立法機関にそ
の措置を提議せねばならぬ、こう規定がされてお
ります。万国郵便条約の問題をずつとながめてみ
ますと、少なくとも一八九一年には日本は万国郵便
条約に加盟をして、この万国郵便条約の適用を受
ける。同じ政府の措置として、話が横になりま
すけれども、ごく先般日本とアメリカの間に渡り鳥
の保護の協定が結ばれました。直ちに日本政府は
それに従つて特殊鳥類の保護等に関する法律を提
案して先般可決をされたいきさつがござります。
同じ日本の政府が、片方はアメリカと結んだ協約
については間髪を入れずに立法措置をとる。とこ
ろが、この全国民が享受をしておる郵便条約とい
うような大事なもののについて、実に一八九一年か
ら今日まで放置してあったというふうな点につ
いて、大臣はその責任をどう考えておられるのか、
ちょっとお考えを承りたいのです。

○廣瀬國務大臣 ただいまお話のように、万国郵
便条約では、模造切手の製造及び流布を禁止した
しまして、かつこれを抑圧いたしますために「加
盟国の政府は、必要な措置をとること又はその措
置を自国の立法機関に提議することを約束する」
というふうな規定がありますわけでございます。
この規定は「約束する」という文言が使つて
ありますように、必ずしも立法を義務づけたもの
ではないというように解釈いたしておいたわけ
でございます。加盟国は約束に対する道義的な義
務を負うものであるというように私も解釈いたし
ておりますわけでございます。いままでも立法しな
かったのは、現在までこのような措置をとる緊急
な必要がなかったというように考えておったわけ
でございます。ところが、さつき郵務局長が御答
弁申し上げましたように、最近この真正な郵便切
手にまぎらわしい外観を有するものが製造され、
またもよりの店で広く販売、頒布されております
というふうな状況になりましたので、郵便料金を
免れる犯罪を誘発するおそれや、郵便切手類の信

用を害するおそれが必ずしもないではない、そう
いう心配が非常に多くなつてまいりましたので、
このために立法措置を踏み切つてやるということ
にいたしましたわけでございます。

○阿部(未)委員 少し牽強附会の感を免れないと
思うのでござりますけれども、法律というものは、
そういう事案が生じなければつくりださなくても
よろしい、最近そういうものが出てきたからつく
るんだというふうな大臣はいまお答えのようござ
りますけれども、私は、万国郵便条約のほうで
そういうことが約束された以上は、想定をされ
るそういうものについては、常に行政府として事
前に措置を講ずべきものと考えたのですが、今後
法律に対する政府の考えは、そういう約束があつ
ても事案が発生しなければ別にやる必要はない
、こういうふうに理解していいのですか。

○廣瀬國務大臣 厳密に解釈いたしますと、私も
やはり阿部委員と同じような感じを持つわけござ
います。提議することを約束する」という
ことになっておりましたわけでございますが、こ
れは道義的な義務だというように考えておったの
でありますけれども、やはり突き詰めて考えます
と、そうしたことが好ましかったということはい
えないではないかと思つてござります。しかし、
おくれはせながら今度つくることにしたわけ
でございますから、御了承いただきたいと思つて
おります。

○阿部(未)委員 率直に言つて、大臣はまだ大臣
になられてそう長いわけじゃございませんが、事
務当局のほうは今日までこれを放置してあった理
由は一体どういふわけですか。

○溝呂木政府委員 ただいま先生御指摘のとおり
、万国郵便条約において加盟国は約束をしたわ
けでございます。そこで、この約束は今度の本法
の模造だけでなく、現在すでに現行法の八
十四条の偽造、そういうものの全部含めていま
けでございます。ある意味においては一部は履
行、履行という約束を守つておいたわけござ
います。最後の、今回の模造の部分にまで取り

締まりがいままでなされてなかった、この点につ
きましては先ほど大臣からお話がありましたよう
に、その必要性を感じていなかったということ
で、取り締まり關係の法規というものはある程度そ
ういう事実が生じたときでいいという考え方で行
なつてきたわけでございます。

○阿部(未)委員 いずれにしてもいままでなかつ
たわけでございますから、私はやはり出てきたか
らやらなければならぬというのはいささか、出
てこないうちにやるべきであるという主張は変え
ませんけれども、現実の問題としていま出された
わけです。それはいま郵務局長からお話のありま
した、現実の問題としてこれをつくらなければなら
ない時期になったのだというお話ですが、それ
らの具体的な例を少しここで示してもらいたい。
どういふ事例があるから現実の問題についてこの
法律を提案なさつたのか説明をいただきたいので
す。

○溝呂木政府委員 現在、私どもの調査によりま
してわかつておりますのは、問題になる、今回模
造の法案の取り締まりの対象にしたいようなもの
で現在市販されておるものは、大体十四種類で、
会社は東京に二社、大阪、名古屋各一社によつて
製造、通信販売されているものであります。そ
れが全国の数十店で販売されて、中には百貨店、
いわゆるデパートでさえ販売されているような実
情であります。その現物をいま私手元につけてお
ります。ちよつと遠くにお見えにならないかも
しれませんが、私もこれを手にしていささかあ
然とするような品物でございます。そういったこ
とで、これらがどのくらい出回っているかとい
うことをいろいろ調査してみたいのでござります。が、
もちろんそういう会社は、幾らつくった、幾ら販
売したかといふことは絶対教えませんが、いろいろ
手を尽くして第三者的な方から、こういうもの
はどのくらいつくられたかといふことをいろいろ
探つてみたのですが、現在市販されている枚数等
については的確な把握はできませんが、相当量す
でに出回っているというふうに考えております。

そして私どもはあまりよく気がつきませんでした
が、これが最初出たのは三十九年の十一月にある
社が出したのが最初であるというふうなことだけ
が現在わかっている状況でございます。

○阿部(未)委員 大体それでこの法案を提起をさ
れるに至った経過はわかりましたが、そこで郵務
局長、いわゆるこの法案の保護法域とでもいうべ
きものはどういふものになるわけでありませうか。

○清呂木政府委員 模造切手取締法案でございま
すので、当然郵便切手か、あるいは料金をおらわ
す証票、こういったものを保護するということにな
ります。その一つは、結局現行法であります。
特に八十三条の料金減脱の罪を誘発するおそれが
あるという観点に立つて、これを取り締らうとい
うことが一つと、それからやはりこういうものが
流布いたしますと、私どものつくっております切
手に対する信用の失墜、一般の人が、これを郵便
を出すために張る場合、あるいはその副次的作用
といひますか、郵便という形でもって私どもつ
くっております郵便切手が使われているわけでご
ざいます。そういうものに対して、こういう
模造切手が出回りますと、その信用を阻害する
というふうな事態が起こるわけでございます。こ
ういった両方の面からこの取締法案を出したとい
うことでございます。

○阿部(未)委員 大体いままでが概論になるうか
と思ふのですが、具体的に少し伺ひますが、そこ
で第一条の「料金を表わす証票に紛らわしい外観
を有する物」となっておりますが、「紛らわしい
外観」とはどういう定義になりますか。

○清呂木政府委員 第一条にございます「紛らわ
しい外観」といふものの考え方でございますが、
一応まぎらわしいか、まぎらわしくないかの判断
をどの辺に求めるかといひますと、これは過去の
印紙等模造取締法について研究し、またわれわれ
の切手についてそれを当てはめるとしたならばど
ういふことがいふかといふことを研究したわけ
でございますが、私どもの考え方ではまず大きさが
一つそのポイントにならうかと思ひます。明らか

にもう切手として使用できないような新聞紙大の
大きさと、非常に大きな大きさ、こういうもの
であればまぎらわしくないと思ひます。それ
から色彩あるいは図柄、こういったもので郵便切
手にまぎらわしいものがございますが、しかし切
手には必ず「日本郵便」、あるいは料金をあらわ
す、料額をあらわす「二十円」とかそういう表示
があります。そこでたとえばブルーチップとかあ
るいは結核予防のシールのように、図柄は郵便切
手にまぎらわしいが、これが郵便切手でないとい
う表示がそこにはつきりしてあればこれはまぎら
わしくない。したがって、大きさとその表示、そ
れからもう一つはそういう大きな表示があらわ
なくても、たとえば素材が大きな陶器とか、ガラ
ス器とか、明らかに切手として通用できない
ような素材のものにそれがつくられていふ場合
は、まぎらわしくないといふふうにいへよう
かと思ひます。したがって、大きさと、表示
と、それから素材、こういったような三点にお
たつてまぎらわしいかまぎらわしくないかとい
うことを見きわめたいといふふうに考えておりま
す。

○阿部(未)委員 そういう説明になりますと、現
行法にいう偽造と模造の違いはどこで区別されま
すか。

○清呂木政府委員 本法の題名が「模造」といふ
ことになっておりますので、当然法律用語として
偽造といふものと模造との関係が出てくるわけ
でございますが、実はこの点につきましては二つほ
どの考え方があるようです。一つは法令用語辞典
等で前の法制局長官等が書かれた辞典によりま
す、偽造とは現物とあやまって流通することの期
待を持つてつくる、すなわち本物とあやまって流
通することを期待する思想がそこにあつてつくだ
たものが偽造であり、模造としては現物として流
通させる意図の有無を問わない。そのものが模
刻、模写、本物でないといふことで通用するとい
うことでもいいのだといふような考え方、いわゆ
るそこに意思の問題が一つあるようです。それか

ら新法律学辞典によりますとちよつと考え方を
えておりまして、模造も偽造もともに真正を偽る
ものであるが、真正のものだといふ印象を与える
程度の問題だ。偽造のほうは非常に強いものであ
るというふうな考え方があるようでございます。
しかしこれは一つの用語としての解釈論でござい
まして、実際の実定法の中においてはそれぞれ御
承知のように「行使の目的を以て」偽造し云々で
あり、今回私どもの法律の中にも「紛らわしい外
観を有する物は」云々云々といふことで、実定法
の中ではそれぞれその法律に基づいて取り締まれ
るというところで、この偽造、模造は単なる法令用
語上の解釈によつてはそう大きな問題はないの
じゃないかといふように考えております。

○阿部(未)委員 まぎらわしいの見解といひます
か、まぎらわしいといふ規定については、外郭は
つかめました。しかしこれは大臣、何といつてもこ
の法律が基本的な人権にかかわる刑罰法規になる
わけですから、したがって、この罪刑法定主義の原則
からいふならば、犯罪構成の要件を明確にして国
民に知らしめていかなければならない。そうしま
すと、いま郵務局長が説明をされましたまぎらわ
しいといふものが、きわめて抽象的に、寸法であ
るとか、素材とか、あるいは図柄とか、表示とか
言われておりますけれども、その程度では、では
寸法が倍ならばいいのかとか、あるいは三分の一
ならいいのかといふいろいろな問題が出てくるだ
ろうし、拘束される国民の側から見ると、特に最
近小さい子供たちの間でも郵便ごっこなどとい
つて切手とまぎらわしいものをつくつて遊んでお
る。そういうものが、こういった法律が曲がつて
運用されて、いたずらに制圧を受けるようになって
くるるときわめて重大な問題ですから、人権にか
かわる刑罰法規であるといふことを考えますと、
それらの点についてはもう少し明確にしておく必
要があるのではないか、こういうふうに考えます
が、どうでしょうか。

○清呂木政府委員 ただいま私の答弁で、まぎら
わしい外観を有する物と、そうでない物との基準
について抽象的に話したわけでございます。た
だちよつとお含みいただきたいのは、一般に取り
締まり法規における判断は、実は時々刻々説法し
ようとする意図の者は、一つの基準に対してすれ
すれの線で常に私どもの困るような準に出るわけ
でございますので、これはいろいろ法務省とも検
討したのでございますが、やはりこういった取り
締まり法規については、取り締まり官庁にある程
度の自由裁量が認められないと取り締まりの実効
があがらないといふ形もございまして、いささ
か抽象的に申し上げてあるわけでございますが、
ただ私どもがそれを恣意に取り締まつては全く申
しわけないので、私どもの内規としていろいろの
ものを考えております。それは結局常識的にいへ
ば、一般的に見て切手と間違えそうもないもの
を、私どもが飛んでいってそれを押える――まさ
に世間一般常識で判断をすればいいと考えており
ます。したがって、大きさと等しいといふ一応私
どもとしては、現在流通しております切手で、た
くさんございまして、その大きさをとにしまして、
一番小さい切手に対して七五%以下ぐらいな
らば、まあこれは善意のいわゆる学術研究等に使
うためにつくつたといつてもいいだらう、ある
いは大きいほうは、いま出回っているほんとうの切
手の一五〇%程度の大きさ以上のものならばま
まぎらわしくないといふことでございまして、
が、ものによつては七五・〇〇%ぐらいでもって、
しかも本物をつくりのものをもち、また変な場
所で売られると私どもとしては困りますので、一
応内部的な規定は設けるつもりでございますが、
取り締まりにあつては実物を見て、そして世間
一般常識的に見てまぎらわしいものであれば、こ
れはまぎらわしいとしていきたいと考えておるわ
けでございます。

それから素材等について申し上げましたが、た
とえば素材では金属、それから陶器、ガラス、布
地等考えております。しかしこれも御承知のよう

に、最良はガラスといつてもだんだん細くしていくと、ほとんど紙と同等のものになってしまふ。それでいいかげんな切手をつくつて流布されても困るということで、一応常識的にはこういうものを持つておりますが、やはり現物を見まして、そこに明らかに悪意を持つて——悪意というか、われわれとしては取り締まらなければならないような形態を有しておれば、やはりまぎらわしいというものの対象にしたいというふうに考えておるわけでございます。

○阿部(未)委員 大体了解ができました。

その次に、第一条の解釈ですけれども、特に前段で「紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し」というようになっておりますが、ここには「輸出」ということばがないようです。これが一点。

その次に「又は」から下ですね。又は郵便切手その他郵便に関する料金を表わす証券の用途に使用してはならない。これは現行の偽造切手で取り締まるのではないかという気がするわけです。後段のほうは、ことさらにこの規定が必要であるかどうかお伺いしたいのです。

○薄呂木政府委員　まず、第一点の「輸出」が抜けておるということでございますが、結局製造して、販売し、頒布することを押えれば、おのずから輸出は押えられるということで、「輸出」を抜いたわけでございます。この「輸入」というのは、まさに製造と並んで国内に入ってくるルートという意味で「輸入」を入れたわけでございまして、結局製造し、輸入で入ってきておる。それを販売し、頒布するのを押えれば、輸出の場合は当然販売、頒布そういうものにひつかかるというふうに考えたということと、またこれらをのがれて外国に行った場合でも、外国によつては模造を禁止している国と禁止していない国とございますが、禁止している国は当然輸入を禁止しておりますので、その両面から実効があがるということで抜いたわけでございます。

金を表す証票の用途に使用してはならない。」これは現行のたぶん八十三条の料金減脱でいけるものではないかという御質問かと思えます。それで、ここにちょっとややこしくなっておりますこのことばを分析いたしますと、要するに、郵便切手のこの「用途に使用してはならない。」ということ、この郵便切手の用途とはどういうものがあろうかというふうに考えますと、当然、まず料金の前納として張る、これがもう第一義務的なものでございますが、御承知のように、最近切手が送金手段といえますか新たな決済手段に用いられているのが一般の例となっております。したがって、ここで「用途に使用してはならない。」といえば、当然、切手を張るというか、郵便物として出す行為は、御承知のように現行法でも料金減脱という形で押えられますが、さらに先ほど言いました送金あるいは決済手段として使われる用途にも使用してはならないということで、少しこっちはほうが幅が広くなるのじゃないかというふうに考えております。

○阿部 未委員　局長、いまの点は、切手として郵便に張るというものは、これは料金減脱のほうでいけるのですが、あとの点については、偽造でいけるのじゃないかと私は聞いたわけです。

続けて聞きますが、次に、大臣が許可するものと
 したものは、一条の前段のほうについては適用
 除外になる。一体、大臣が許可するものとはどう
 いうものなのか。先ほどからまぎらわしいものと
 いうことについて、議論が繰り返されたわけです
 けれども、まぎらわしくないものは、何も許可の
 対象にならぬのじゃないか。大臣が許可するもの
 は、まぎらわしいものを許可するということになる
 のですが、まぎらわしいものを大臣が許可する
 というのは、どうも心配になるんですが、どうい
 う見解で、この第一条二項があるのか、お伺いし
 たいのです。

○清呂木政府委員 郵政大臣が許可するという場合に、先ほど言いましたまぎらわしいものであつて、今度はその次に、郵政大臣の許可したものは

この限りでないということになります。そうしますと、まぎらわしいものの中でどういふものが許可の対象になるかと申しますと、たとえば、御承知のように、最近報道とか、研究、教育あるいは切手趣味のために、カタログというものができております。これは一片一片を見ますと、まさに先ほど私が申し上げましたまぎらわしいものの中に入ります。大ききその他を見ましても、明らかにまぎらわしい。しかし、そういったものが報道、研究、教育あるいは切手趣味の普及を目的としたものに使われておれば、私どもの心配している弊害が生じませんので、それは許可したいというふうに考えております。これは、具体的な例でいうとカタログということですが、一般的な例でいえば、たとえばまぎらわしいものであっても、明らか

かにそこに「模造品」ということを表にはっきり書いて、だれが見てもこれは模造品だぞというふうな表示がしてあるとか、あるいはカタログのように金額のところに斜線が引いてあったり、それから切手と切手を合わせて、それ一枚として切り抜いても切り抜けないようなていさいをとつてあったり、あるいは紙質の厚い紙で、それを切り抜いても切手として使用できないような形、要するに本来の目的で善意でつくつたもの、こういうものは当然、まぎらわしいものであっても許可したいというふうに考えているわけでございます。

しいように思うんですが、それはどうでしょう
か。

○**溝呂木政府委員**　まず、許可の対象ということでございますが、先ほど先生が出された例、たとえば「見本」とはつきり表に書いて、これは本物ではございませんということが明らかなのは許可の対象にしたいというふうに考えております。それでは、許可はどういう形になりますかとというと、結局、こういうものをつくりたいというものに、まづもつてその見本なりあるいは仕様書なりを出していただいて、そして郵政省のほうでそれを許可して、一般に流布して、一般の人にこれは明らかに郵政省で許可されたものであるということとを明らかにしたいというふうに考えております。

○阿部(未委員)それで、私は先ほど、これは基本的な人権にかかわる問題だと言ったのですが、たとえばこういう大きな一万円札をつくって、これはまぎらわしいかまぎらわしくないかといえ、だれが考えてもまぎらわしくないのです。いま局長のお話によりますと、切手でも、ある程度度々まぎらわしくないけれども、こういう大きな切手をつくる場合に、やはり許可の対象になるかとならないかという、この場合は私はないと思うのです。許可の対象にはならず、自由にやるんじゃないか。そうすると、同じ大きさで同じ材料を使つてあつたとしても、おっしゃつたように、金額のところに明らかに斜線を引つてあるとか、「見本」ということが初めから刷り込んであれば、これはまぎらわしくないものですから、まぎらわしくないものが許可の対象になると、まぎらわしいものをどういうふうに解釈するかということ、これはたいへんな問題で、すくなくとも、あるいは料額のとこに斜線が引いてあつても、あるいは料額のとこに斜線が引いてあつても、やはり許可の対象になるのだとおっしゃるけれども、このくらいの大きさであつても

許可の対象になるのであって、すべて郵便切手に似せたものは許可の対象にしなければならぬという理屈になつてくるのです。そのまぎらわしいという点について、何と何がどうあればまぎらわしくないのか、許可の対象とするのかしないのか、この点をもっと明確にしておかなければ、私は商行為の侵害にもなるという気がするのですが、どうでしょう。

○濤呂木政府委員 先ほど、まぎらわしいものとまぎらわしくないものの基準と、許可するものの基準について御説明したわけですが、先生は、たとえば線が引いてあったり「見本」と書いてあれば、まぎらわしくないほうに入れるべきじゃないかというお説のようですが、私も同じくしては、そこに「日本郵便 二十円」というものがあって、一見してこれはもう明らかにまぎらわしい、よく見ればそこに「見本」と表示してあって、模造であるということを表示している、そういうまぎらわしい段階では、やはり「日本郵便」あるいは「二十円」という切手のていさいを完全に整えて、しかもその大きさが明らかに現在流布している切手と全く同等の大きさであり、図案も同じである、そういうものであれば、斜線を引いてあつても一応まぎらわしいものにしておいて、そして許可の条件の中で、それを許可するときには、その線の引き方が薄かったり、それから例があるのですが、非常に薄く引いてあつて、一見して人をごまかすようなやり方であつたならば許可しない。明らかにまぎらわしいものであれば、今度は、一般に流布されたときに皆さん方に迷惑がからぬという形にまで加刷といひますか、そうした場合に許可したいというふうな考えをしております。もちろん、その辺までいひますと、許可するものはまぎらわしくないから許可をするんじゃないかという一つの判断にもなるわけですが、一応私もひとつの判断には、まぎらわしいかまぎらわしくないかは、まず大きさと、表示とか、素材とかいふものによつて分けておいて、そのまぎらわしいものの中にも、さらに

教育、研究用に善意で使おうということが明らかなものについて、一般に流布して切手として使用されないやり方を見届けた上で許可したいというふうな考へておられるわけですが、

○阿部(未)委員 許可の基準については、局長の言うようにそれが出てくるわけですから、これはまぎらわしいとかまぎらわしくないとか、見分けができると思ひましようか、そういうことになると思うのです。つくるほうは、これは許可を要するものかどうか要しないものかどうかというのを一体どこで判断するのですか。大きさにしても、それは何で規定するのか知りませんけれども、大きき問題から入つて、材質の問題から、これは一体許可を求めなければならぬかどうかという判断が、つくるほうではわからないんじゃないですか。

○濤呂木政府委員 結局まぎらわしいかまぎらわしくないかの基準を、一般の人にどの程度わかるようにしておくかということがまず一つのポイントかと思ひます。これは私も、一般の皆さんの判断で常識的に処理できると思ひますが、確かに人によつては、善意ではあるけれども、すれすれのものをつくりたいという方がおられる、たぶんそれは郵政省のほうに來られると思ひます、善意があるわけですから。こういうもので、こういう目的に、こういうものをつくりたいのだというさ、素材、表示等を見て、これはまぎらわしくないのだといへば、許可の対象にされなくてもけっこうだといふふうな思ひますし、もし、いやしかしそうはいつても、流通過程において一般の人から疑問を持たれるといへないから許可番号を下さいといへば、私はそのときには、法律的にはまぎらわしくないのだから許可する必要はございませぬが、やはり一般の流布される過程においてそのものの弊害をなくするというのが目的でございませぬので、何らかの処置、許可番号を与え、か何らかの形で、これはいいのだよ、法律にひつかかてないというふうな措置を、もし求め

られればしてもいいのではないかと思ひます。

○阿部(未)委員 長くなりましますからやめますが、最後にもう一ぺんそのところをはつきりしておきたいのですけれども、善意の場合にはおそらく郵政省に持つてこられるであろうという前提で判断されているわけですが、しかし、善意でもつて、これはまぎらわしくない、ちゃんと「見本」と入つておるじゃないか、金額についてはちゃんと赤線を引つてあるじゃないかという、そういう気持ちでつくられた場合でも、なおこの法の適用を受くるとすれば、これは私はつくつた人が非常に気の毒だといふものは、そう飛び離れたものではないといふことは常識的にわかるわけですが、模造といふ以上はそう飛び離れたものではないが、善意でもつて模造ではないようにちゃんと「見本」といふ字を大きく刷り込んであるとか、あるいは金額については濃く斜線を施してあるとか、そういう意味でこれはもう模造とは明らかに違ふのだ。郵政省がこういう規定にひつかかるような発想でつくつたものではない、そういう意図はない。そうならば、そのつくつた本人の意思はあくまでも、そういう意味では料金減額であるとか模造であるが、まぎらわしいものではないという感じでおつくりになる。それがたまたま届け出がなかつたから、おたくのほうではまぎらわしいものであるといふことで罰則の適用があるといふようになつてくると、私はこの法の適用にあつては非常に問題が起こるのではないかといふ気がするのです。

これ以上論争する気持ちはございませぬが、申し上げましたように製造する本人がまぎらわしくないのだといふ気持ちでつくつたものについて、それが明らかに受け取れるものは、たとえおたくのほうで考へてまぎらわしいと思ふようなことがあつても、その意思といふものは十分そんたくをしてやらなければいけないのではないか。そのことを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○高橋委員長 樋上新一君。

○樋上委員 きょう私の質問は郵政大臣にお聞きしたいという質問ばかり持つてきたのですが、郵政大臣は多年の郵便局長としての経験があるのであります。ところが、私の質問になつたら大臣がお見えになりませんので、大臣に対する質問はあとに回しまして、ひとつ事務的な点からお伺ひいたしていただきたいと思います。

ただいま質問がありましたように、昨年の六月二十一日に批准された万国郵便条約は、昭和四十二年一月一日に発効になつた万国郵便条約の第十四条「処罰に関する約束」の中において、加盟国の政府が郵便切手の模造、偽造について必要な処置をとる約束をされておるわけですが、なぜいままでこの法案を提議しなかつたのか。この点について、もう一度その趣旨をお伺ひしたいと思います。

○濤呂木政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、万国郵便条約において「処罰に関する約束」といふことで、「加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置をとること又はその措置を自国の立法機関に提議すること又はその措置を自国のこととすることになつておられます。したがつて、当然提議することをお約束しましたので、加盟国政府は、それぞれ各国において、その国の実情に応じてその約束を守つていくというのがこれが当然と思ひます。そこで私もこのほうとしましては、いわゆる行使の目的をもつて偽造するほうは現行法の八十四条にすでに規定してございませぬ。しかし、この模造関係につきましては、実はいままで取り締まつておりませんでした。というよりは、戦前から二十二年ごろまでは省令によつて取り締まつておりましたが、法律によらなければならなくなつた時点からやめております。それはその当時、模造による切手の流布の弊害といふものが見受けられなかつたといふことで、その分については立法措置をとつておらなかつたといふことでございませぬ。しかし、最近になりまして、私ど

もの目から見ても非常に悪質な模造品が市販に流布されて、私どもとしても当然これは取り締まらなければならぬという時点になりましたので、この万国郵便条約等の約束もあり、そしてまた事態がそこに至ったということで、ある意味においてはおくれればせながらではございますが、本法案を提出するに至った、こういういきさつでございます。

○樋上委員 私は、一つはそういうような問題があるときに、今日まで放任しておったところに郵政省の怠慢もあらうかと思いますが、おくれればせながら今回のこの郵便切手類模造等取締法案が御提案されてきたのですけれども、この提案理由を拝見いたしますと、わが公明党が参議院におきまして四回にわたってこの問題について質問し提案してまいりまして、そして何とかそれにつきまして、できなければ議員立法でもやろうかというぐあいまで特に熱意を込めて今日までまいりました。でございますけれども、この提案理由の説明、それを提案された背景といったものが、わが党が提案しようとしておりますところの提案理由と多少の相違がございます。御承知のようにわが党の提案の理由は、郵便切手類及び通信日付印模造取締法案提案理由説明、こういうように出したはずなんです。御参考までにあらましを讀み上げてみますと、

今日、わが国の切手収集人口は、約三百万人ともいわれ、その約七割が、どちらかといえば収集の専門的知識を持ち合わせない小中学生であるといわれております。

新しい切手の発売日ともなれば、幼いマニアたちは早朝から郵便局の前に長い列をつくり、しかも、やがて無情にも売り切れを告げられ、せっかくの努力も水泡に帰してしまふ。

このような最近の郵便切手の収集趣味に対する驚異的なブームは、ここ当分の間続くのではないかと推測され、投資、投機材料にすらなっているのが実情であります。

このブームに便乗し、一部業者の間では、す

でに強制通用力を失っている昭和初期の無目打ち切手や、収集家の間で高値を呼んでいる「見返り美人」、「月に雁」、「えび蔵」、「ビードロを吹く娘」など、現在でも強制通用力を有しているものまでが公然と模造シートという形で販売されております。

その模造シートの大部分は、最近の印刷技術の進歩により、印刷されている文字、模様、肖像は、郵政大臣発行の真正の郵便切手と酷似し、形状、寸法もほとんど同様であり、通常人が不意にこれを見つけた場合に真正の郵便切手と思い誤るのではないかとと思われる精巧さで、かりに模造シートを切り離して、これを行使したとしても、おそらくは郵政当局は、その不正使用を発見できないまま終わるであらうでしょう。

また、最近、郵便切手を消印する公印ともいふべき普通通信日付印や、特別通信日付印を写真製版などにより勝手に作成し、それを色紙等に押印し、販売するという新商売も現われてきており、好ましくない方向にエスカレートしつつある傾向を呈しております。

この種の模造の郵便切手や通信日付印がブームに悪乗りして正常な郵趣の世界に割り込んでくるということは、社会通念をゆがめ、かつ混乱させるとともに教育上の観点からも決して好ましいことではありません。

このような状況にかんがみ、かつまた昭和四十六年五月二十一日批准した万国郵便条約の第十一條に規定する約束の趣旨を尊重し、郵便切手類及び通信日付印の製造、輸入、販売、頒布、使用を取り締まることによつて、郵便切手類及び通信日付印の信用及び権威を保持するとともに予見される弊害を除去するという観点から、ここに本法律案を提出することとした次第であります。

というわが党の提案理由でございますが、この中にこの「日付印模造」ということがはざされておるのですが、この点はどうなんでしょう。

○溝呂木政府委員 確かに通信日付印の模造という問題が一つの問題になっているというところは、私ども承知しております。しかし、私どもいろいろ検討しました結果、御承知のように通信日付印といふものはこれは公文書であるということが、過去の判例においても出ております。したがって、この通信日付印を偽造すれば、当然刑法百五十五條の公文書偽造にもなりすし、あるいは刑法百六十五條の公印偽造、この罪にもなりすし、したがって、現在私どもも使っております通信日付印を偽造して、それを行使すれば当然刑法のほうの条文によつてこれが取り締まれるというところでございます。したがって、そういう偽造罪以外の形で通信日付印が模造されたとしても、その弊害というものはあまりないというふうな判断したわけでございます。御承知のようにこう

いったある程度郵趣界というか、趣味の世界に入つてまいりました場合には、やはりある程度の表現の自由なりそういうものを私も私どもは常に考へながらこれを処理しなければならぬということ、そのことが郵便の面から見ても非常に大きな弊害を生じたときにこれは取り締まらなければならぬという判断のもとに、今回のこの法案から通信日付印の模造は排除した、その中に入らなかった、こういうことでございます。

○樋上委員 私は、この以前にそういう省令で定められた取り締まりがあったのを、特に今回これをはずすといわれたところにどうもいまの説明では税得がいきかねるのであります。かりに、たとえば五月十五日に沖繩復興の記念切手が発売されると思うのですが、沖繩の郵便局でその当日のスタンプを押した初日カバーというものは、切手収集家の中では相当高価なものとなるというように思うのです。この沖繩復興の記念切手は、もちろん東京においても発売されるわけですが、五月十五日過ぎてこれを購入し、日付印を模造して初日カバーと同じように当日消印の日付印を押したものであれば、これは何の罰則もないのです。もしそうであるならば、これをつくって売った人間は

相当暴利をむさぼることとなると思いますが、こういう点はどうなるのですか。

○溝呂木政府委員 先ほど私の御説明がちょっと足りなかつたと思いますが、いま先生の御指摘のいわゆる初日カバー等に通信日付印を模造または偽造して押す場合は、これは御承知のように私どもの郵政業務の一端として、初日カバーを郵便局の窓口で消印するという業務を行なつております。したがって、そういう場合は当然これは本来の行使の目的をもつて偽造ということで処罰の対象になります。私どもが言つておりますのは、そういうたまたま郵政サービスというか、郵政業務にしていけないような場合に通信日付印を使う場合、たとえば画用紙に日本の風景入りスタンプというふうなものを模造して、それを並べて楽しんでいるといったようなものについては、今回取り締まりの対象にしない。いま先生の御指摘のように、まさに初日カバーという郵政省が行なっている業務に対してそれを模造して行使すれば、当然これは刑法百六十五條の公印偽造、あるいは刑法百五十五條の公文書偽造で取り締まりの対象になるというふうな考へております。

○樋上委員 そういふような問題があるならば、この際、この法律のときに、日付印の取り締まりも別にはずさずに、つけておけばいいと思うのです。そうでしょう。これはもうすでに御承知になつてゐるかも知れませんが、こういうぐあいに押されて、まぎらわしい日付印がこういうぐあいに押されている。オリンピックのときに押されている。これを見ますと、なぜこの日付印というものを初日カバーに押すときに収集家は重要視しているのかといへば、今度せっかく切手類の模造取締法が出るときに、日付印を削除する必要は私はないと思うのです。私はこの点は大に、あとでおいでになつてから、もう一べん追及しようと思うのですけれども、必要ないと思われませんか、あな

たは、何回も同じことを言うようですけれども、○溝呂木政府委員 御指摘のとおり、通信日付印の模造といふものの態様は、私どももいろいろの

方面からお聞きしております。そこで、私も一つの取締法案を提出するにあたっては、その守らなければならぬ法域というものを考えなければなりません。まず第一に、それは提案理由の説明にもありますように、模造切手類によって、結局は本法八十四条のほうにある偽造の罪を誘発するおそれがあるということ、それから、そういうものが出回ることによって、本来の真正な切手の信用を害するという二つの面から今回の取締法案を出したわけでございます。

そこで、この通信日付印ということになりますと、いささか法域を異にしましてまいりまして、こちらからはどちらかといえば、先ほどから申し上げましたように公文書偽造あるいは公印偽造のほうに類して行くわけでございます。そしてこの通信日付印を使っておりますのは私どもだけではなく、いろいろのところでこれに類したものを使っております。したがって、やはりそういうものがあるように使われ、また使われることによってどのような弊害が生じたかによってこれを取り締まらなければならぬというふうな考えをしております。したがって、現段階におきましては、通信日付印は公印偽造あるいは公文書偽造というもので、現行法で取り締まれる範囲でいいのじゃないかというように考えたわけでございます。そうして、しかも先生が一番御心配になっております初日カバーでもって非常に値を上げるといふ行為は、明らかに現行法で処分できるわけでございますので、その点はまず御心配は要らない。

そうすると、いまお示しのうちの、いわゆる画用紙みたいなものにずっと風景入り——私も使っている風景入り日付印には非常にきれいなものがございまして、それを北は北海道から南は九州まで並べて楽しむ、この段階ではそういうものがつくられても一般的な弊害が起きないというふうな判断したわけでございます。しかし、世の中はどのように変わっていくかわかりません。したがって、この通信日付印というものが、模造によって非常に大きな犯罪の誘発のおそれが出てき

たり、あるいはいわゆる公文書あるいは公印の信用を失墜するような事態まで出てくれば、また先生のおっしゃる通りに、私どもとしても取り締まる必要が出てくれば、その時点で法案の中に入れてというふうな考えをいたしております。

○樋上委員 この罰則を伴う法案というものは、あらゆる点から検討しなければならぬということとは承知をいたしておりますが、それでは罰則の件について少しお伺いしたいと思うのです。

第一条一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役または五万円以下の罰金に処す、とありますが、郵便法の第八十四条の一項には「行使の目的を以て郵政大臣又は外国政府の発行する郵便切手、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に処する。偽造し、変造し、又はその使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証券を行使し、又は行使の目的を以てこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受ける者も、同様とする。」と第八十四条にあるのです。これを考えますと、この第一条の一項の規定の場合の罰則とちよつと差があるわけですね。この点はどういうわけで差をこしらえたかということをお伺いしたい。

○津呂木政府委員 ただいま御指摘のように、郵便法八十四条の郵便切手類を偽造する罪は、これは行使の目的をもって偽造し変造し、云々でございます。今回の法律はまぎらわしい外観を有するものを製造し、輸入し、販売し、頒布してはならない、それに対しての罰則でございます。したがって、当然八十四条のほうはその犯罪の形態が非常に強いといえますが、一般論でいえば悪意と申しますか、郵便料金を免れるものではなくて、そういうものを大量に偽造して、そして郵便切手のかわりにそれを差し出して、そして郵政省に大きな被害を与えるということ、一般的にいつて公文書偽造、その他偽造罪同等、またそれ以上の罪の重さがあるというふうに考えます。と

ころが、今回の法律は、八十四条よりもその一歩前と申しますか、要するに八十四条に至らない部分について取り締まるということでございます。すので、量刑の点においては今回の法律のほうは軽くするのが当然ではないかというふうに考えます。

○樋上委員 模造切手を趣味に売り込もうとしておると、これを実際行使した実績、行使をされた疑わしいものを発見されたことはありますか。

○館野説明員 お答えいたします。模造切手の行使のケースは非常に少のうございます。と申しますのは、使われておりますものがなかなか巧妙でございますので見つけがたいということもございまして、多くは模造切手に郵便局の消印をしてもらうことによって、模造切手の値打ちと申しますかそういうものをつけたというふうな単純な考えから、模造切手を郵便物に張りまして自分あてにその手紙を出すというところでございます。ただいままで郵政監察で摘発いたしましたのは、四十三年に二件、それから昨年度一件でございます。いずれも、いま申しました模造切手に日付印で消印をしてもらおうという単純な気持ちから、それを手紙に張って出したというものでございます。

○樋上委員 それを発見しても、なかなかその犯人はつかめなと思うのです。それをだれがしたかということ、追及してもあがった犯人はないでしょう。そういう実績があったというだけにとどまっております。

○館野説明員 ただいま申し上げましたのは自分あての手紙を出すわけでございますから、手紙にその模造切手を張って出した者が確定してございます。それそれ司法処分をいたしてございます。○樋上委員 そういう巧妙な日付印を押して、そして模造切手を真正な切手にしようとする。結局、そこには金もうけも伴っていると思うのです。ただ単に日付印を押すだけで楽しんでいられるではないに、それをやがてマニアに売りつけようというところに犯罪が生まれてくるんじゃないか

うか、私はこう思うのです。だから、そういう日付印のことも取り締まらなければならないということをお願いしているのですけれども、それはそれといたしまして、それではこの第一条二項で郵政大臣の許可を受けたものは適用しないこととありますが、どういふものを許可しようと考えておられるのか、この点を私大臣に伺いたったのですけれども、大臣おいでになりませんので、ここでこの点をちょっと例を出してお聞きしたいのです。たとえば郵便切手を十枚なり二十枚なり見本をつくって、そして郵政省に許可を求めた。郵政大臣がこれを見て、これは模造にあたるものとなつたとき、この業者は第一条の一項に該当するわけですから、そうしますと、第二条の罰則規定が適用されることになるわけですが、この点はどうでしょう。これはいま大臣に聞こうと思ったところなんです……

郵政大臣、いま私が質問したのを相談されている間、聞いてください。

今度出されましたこの罰則規定ですが、第一条二項で郵政大臣の許可を受けたものは適用しないこととあるのです。どういったものを許可しようと考えておられるのか。この点をちよつと例を出しておきたいのですが、たとえば郵便切手を十枚なり二十枚なり見本をつくって、郵政省に許可を求めたとき、郵政大臣がこれを見て、これは模造に当たるとなつたとき、この業者は第一条の一項に該当するわけですから、そうしますと、第二条の罰則規定が適用されるということになるのですが、こういう点はどうなんですか、大臣。

○津呂木政府委員 ちょっと技術的な面もございまして、私から説明させていただきます。先生の御指摘は、まず許可を得るために持つてきたそのものが、すでに許可の対象になつてないから、製造してあるから一条の一項にひつかかる、こういうことかと思ひます。確かにそれをいま十枚というふうなお示しでございますが、そういうふうにはやはり製造して持つてくればひつかかりません。したがって、そういう場合

には仕様書なり、あるいはそこにまぎらわしくない、たとえば私どもでもやっておりますが、非常に大きな形で写真版をつくって、こういうもので縦何ミリ、横何ミリといったような形で提示していただいて、そして私のほうでそれをながめて許可の条件にしたいということをごさいますので、やはり初めから許可の対象にしたいというものを本としてみようという考えでございます。しかし、その場合、一条一項のまぎらわしいものであります。ただそのものを持ってきた場合に、すぐにその処罰がシビアに行なわれるかといえます。その辺には当然犯罪については刑法三十八条ですか、犯意なき者はこれを罰せず等の問題との関連があつて、その辺はおのづからそれに対処する方法はだいたい変わつてこようかと思ひます。しかし、おっしゃる通りに、一条一項にひつかからないように見本を持ってきていただきたいというふうな考えをおわけでございます。

○樋上委員 この法律は取り締まり法ですから、法律をつくる段階でこういう点を明確にしておかないと、今後これがひとり歩きしていくのですから、法律ができた上は、そうするたいへんなことになりまますから聞きしたわけですが、特に模造と模造でないものとの区別につきまして明確にしておかなければならぬ、こう思ひます。

○樋上委員 この法律の制定によりまして切手マニアの方々はどのような影響を受けるか、こういうことをお伺いするのですが……

○清田木政府委員 御承知のように、今回の法律の提案理由は、主として犯罪誘発を抑えることと、切手の信用を維持するという両面がございす。したがって、当然この副次的作用というか、本法ができていけばまずわれわれから見ても非常に好ましくない模造切手は姿を消すものと思ひます。そういうことによつて、年少者あるいは学生、そういう者の健全な郵趣のために役は立つというふうに考えております。

○樋上委員 それから、この法律は取り締まり法でありますから、実際の運用はたいへんむずかしい、こう思われるのですけれども、郵政省はどのように運営して実効をあげようとする考えか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○館野説明員 お答えいたします。本法が成立いたしますと、郵政業務の秩序維持のための法律でございます。本法違反ということとは郵政業務に対する罪ということに相なりまして、郵政監察官の所掌の問題にならうと思ひます。たてまえ上当然そうなるわけでございますけれども、ただいま諸先生のお話にもございましたように、罰則を伴う取り締まり法規でございます。この運用にあたりましては、細心の注意をもつてこの法の運用に当たりたい、かように考えております。

なお、ものごもでございます。郵政当局によつて発見されるということ、一般的に申しまして全部が全部郵政当局の目に触れるということにはなれない性質のものかとも思ひますけれども、本法の適正な運用、適正な適用に遺憾のないようにつとめてまいりたい、かように考える次第でございます。

○廣瀬國務大臣 ただいま首席監察官からお答えしたとおりでございますけれども、ただ、こういう新しく法律を制定するということになりまますわけでございますから、周知宣伝と申しますか、製造業者でありますとか、あるいは販売業者でありますとか、輸入業者でありますとかいうような関係の向きに對しましては、十分この取り締まり法の趣旨を徹底するように努力しなければならぬ、これがまずもつての私どものとるべき措置ではないか、こういうふうに考えておりますわけでございます。

○樋上委員 最後に一言、現在発売されている模造切手については、法律不遑及の原則によつて、現在出回っている模造切手について、法律施行後はどういう取り締まりを行なおうと考えていらつしゃいますか。

○清田木政府委員 この法律は遡及いたしませんので、当然この法律が施行されて六カ月後に効力を発するわけですが、それ以降の取り締まりになります。したがって、現在市販されておりますものについては、残念ながらそれまでは手をこまねいて見ざるを得ない。しかし、それがその時点以降に残つておればすぐに取り締まりの対象になる、こういうことでございます。

○樋上委員 終わります。

○水野委員 関連して、郵務局長にちよつと聞きたいのだけれども、先ほどの樋上先生の御質問にあつたように、郵政大臣の許可を受けたもので模造切手類を発行する場合、どういふ具体的な例があるか、それを出していただきたい。

「類」とは何を言うのか。

○清田木政府委員 第一点のお尋ねでございますが、先ほど阿部先生からも御質問のあつた点でございます。私どもとしましては許可するものは、具体的に頭の中に描いておるものは、たとえばカタログのようなもの、いわゆる研究、報道あるいは教育用につくつた出版物等で、これが明らかに一般の切手として流布されない条件を備えておるものについて許可したいというふうに考えております。

なお、もう少し具体的に申し上げてみますと、まず冊子とした印刷物等につきましては、模造切手の料金のところに、外国等をやつておりますように非常に明らかな線で金額のところを消してあるとか、あるいは切手を二つ重ねてカタログに印刷してあつて、その一枚一枚が切り取られて流通しないような処置がしてあるとか、あるいは大きなさをさらに現物よりも拡大または縮小して、明らかにこれは切手として通用されないような処置がしてあるとか、あるいは非常に厚い紙に写真版等、製版等をやつて、しかも裏表に刷つてあることによつて、そのものが一枚一枚として流布されるおそれのない場合とか、そういうものを許可の対象にしたいというふうに考えておるわけでございます。

○水野委員 そうすると、ちよつとこまかいことだけれども、郵務局長、いまのお話は要するに郵政省でしたかな、吉川弘文館でお出しになつたあいう図鑑類も入るわけですね。それから郵便切手の出版物一切が、カラー版なんかで非常に原寸大のそっくりのものが出るわけですね。そういうものも全部許可制になるのかということですね。それが一つ、いまあなたが答えになつたことで落ちてゐるものがあるわけですね。たとえば郵政省が郵便百年でお出しになつた日本の一番最初の手彫りの竜切手なんかをそのまま、紙なんかは違ふけれども、非常に似たものをお出しになつた。こういうものはその対象にならないのかどうか。それから「郵便切手類」というので、ぼくはそういう意味で類だといふふうには理解してゐないのです。たとえば、たとへば非常に古いものだからあれなんです、電信切手というものがあつたわけですね。昔電信に使つた切手があるわけですね。郵便切手を電報、電信に使つた例があるわけですね。要するに郵便局が、電報料金を払い込んだものを自分のところで切手を買つて、張つて、それを消印をした、そういうものがあるわけですね。それは郵便切手だからいいのですが、電信切手あるいは販売たばこ切手なんというものもあるわけですね。それから収入印紙、こういうものは一切この法律の対象にならないということですね。それをお伺ひしたいわけですね。

○清田木政府委員 最初にお尋ねの、いわゆる私どものほうで発行いたしました弘文館の図鑑、こいういったものはまさに先ほど私の説明いたしましたカタログ類といひますか、研究あるいは教育用といったもので、しかも紙あるいはつくり方、そういうものから見て当然許可の対象にならうかと

思います。したがって、許可番号何番というものが入ります。

それから、ちょっとそのときにお触れになりました。昔の電切手で、あれは問題になった切手があります。あれはちょっと許可はあつたものではできないんじゃないかと思ひます。当然そこを「模造」という字をはつきり入れるとか「見本」という字をはつきり入れるとか、要するに当然本来の真正なものにまぎらわしくないような表示をさせることによって許可しなければならぬというふうに考へております。その点につきましては、法案が出る以前とはいえ、あの切手を発行したことに付いては私もいささか反省しておるわけでございます。

それからいゆる電切手とかたばこ切手、収入印紙、そういったものでございますが、実は私ちよつとその辺が浅学で理解できないのですが、私もここでいっておる「切手類」とは、第一条でいう「郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券」、これをまとめて切手類という法律用語にしたわけでございます。したがって、先生のおっしゃる点がいわゆる郵便切手であれば当然この対象になります。そのうちたとえば収入印紙などは当然対象にならない。それから先ほどちよつと阿部先生のとときの御質問にもありましたと思ひますが、ブルーチップとか結核予防シール、いわゆるシール類、こういうものは「紛らわしい外観を有する物」の中に入らないということとで、この法律の取り締まりの対象の外にしておきます。

○水野委員　そうすると郵務局長、国内の問題はそれで済むのだけれども、外国ではどうじやないのです。外国では逆に収入印紙に郵便切手を使つてもよろしい、そういう法律は幾らでもあるわけですね。郵便切手を収入印紙に使つてもいい国があるわけですね。そういう外国政府の発行したものもこの法律の規定にかかるわけですね、そうですね、そう書いてありますよ。「郵政大臣又は外国政府の発行する郵便切手」なんですからね。そ

の辺は非常に専門的なことから……。

そういう問題がありますし、それから実は教材用の印刷物、要するにカタログであるとか、切手の雑誌であるとか、こういったものは私は波及しないと思つておつたのですが、あまりそれを厳密に言つと、印刷をやるのにつつ郵便省に持つていって許可をとらなければ印刷できないということになり、やや出版の自由にひつかつてくる可能性があらう。それから日本の国外でやりになるのはかつてですけれども、外国でそういうものが印刷されて日本に大量に——これは模造の目的じゃないのですが、日本の切手の一覽なら一覽というものを持つて入つてくる可能性があるわけですね。この法律の適用の範囲が非常に無制限に広がつてくるわけですね。そうでしょう。たとえ

ば外国の切手の印刷物を日本に持つてきて売る際に、郵政大臣の許可を得なければならぬということになるわけですね。そうでしょう。たとえばフランスならフランスの切手の一覽の印刷物がある。これは日本に輸入して翻訳して売りたいのだけれども、これは一々郵政大臣の許可を得なければならぬということになります。これはかならず適用範囲が広過ぎて問題が起つてくる可能性がある。ですから郵政大臣の許可をむしろ簡便にするわけではございませんから、ただ逃げ道を押えておくということですから、その辺は行政的に慎重にやつていただかないと、逆に国際的に非難を受けることになりかねません。切手の問題というのは、日本よりは外国のほうが収集家が多いので、国際的に日本は法律が少しきびし過ぎて、これでは郵便家に対して妨害になるのではないかと、いう非難を受けてくる。その辺は慎重に法律の適用をやつていただきたいと思います。

○清呂木政府委員　おっしゃるとおりでございます。外国でもこういう法律がありましてそれぞれ許可をしておりますが、当然いま先生のおっしゃつたような外国でも有名なスコットとか、そういうものは私もが見ても明らかに模造しよ

うという意思のないことを明らかにしたいといふを持つておりますので、これはもうほとんど問題なしに許可、ですから許可手続をなるべく簡便化していきなさい。ただ中には、こういうものを許可すると、いま出回つてゐるような業者は、今度はそれに近い薄紙でつづつて、そしてこれはカタログでございますといつてやつてくるおそれがありますので、一応許可にひつかけておいて、善意なものに対しては簡便な手続で、そういう人たちに大きな負担がかからないような処置を講じたといふ考へております。

○水野委員　どうもありがとうございます。

○高橋委員　土橋一吉君。

○土橋委員　この法律案は、私はかように考へておりますが、治安関係と非常に深い関係を持つておるわけですね。法務省関係といふまでもない打ち合わせをしたのか。あるいは罪の規定の内容とか、こういう点について、なるほど八十四条の規定及び罰則の八十五条の規定がございまして、こういう関係について私は非常に疑問があるわけですね。というのは、郵政省の信用といふようなことをいふていふていふても、もう消印してしまつて、サービスが完了してしまつて、いまだに郵政省が自分の信用だなんといふことを言ひ出してゐるのは一体どういふわけなのか。つまりその切手は消印されてしまつて、過去の五十年とか八十年前の切手であつて、その問題について郵政省は何の關係もないわけだ。それを郵政省の信用に關係するのだといふようなことをいふてゐるところに一つ問題があるわけですね。郵政省の信用もさることながら、一般大衆が非常に迷惑を受けておるといふことに問題があるわけだ、そういう点について法務省とどういふ話し合ひをしたのか、簡単にいいですから答えてください。

○清呂木政府委員　当然この法案については、法務省と十二分の協議を遂げた結果でございます。それから、いま先生御指摘のすでに使用済みの切手についてお触れになりましたが、使用済みの切手は当然本法の対象になりません。現行でまだ

有効という形で流通しております切手についてまぎらわしい外観を有するものといふことでございまして、消印済みの、すでに使用済みの切手については本法の対象にはしないといふふうに考へております。

○土橋委員　そうしますと、お尋ねしますが、たとえば手紙をもらつた人、受信をした人が、切手あるいはそれをほごにして捨ててしまふというやうな切手が——あなたのほうにも一端の罪があるけれども、盛んに切手を宣伝して、さてその切手を何とかがつておきたいといふやうな気持ちになつてきて、現在のような切手の状況がわいてきた、こういうことがいえると思ひます。したがつて、現在もう消印をしてしまつて、価値のないやうな切手を模造したからといって、そこにどういふ関係があるのか、この点が非常に疑問なんです。いまだに郵政大臣が、この問題についてとかくいふ筋合ひは一つもないと思ひます。

す。模造切手に郵政大臣が出てきてゐるわけですね。本来なら法務大臣なりあるいは政府の提案の法律によるべきだと思ひます。すけれども、郵政省が現実に——たとえば、これは法律の体系としては二つに分けなければいけないわけであつて、現在使用する可能性があると云ふものと、すでに消印をしてしまつて、五十年、三十年前の切手の問題については郵政大臣は何の権限もないわけですね。むしろ治安に關係する問題とか、一般大衆が迷惑を受けるという問題に中心点があるわけであつて、郵政省の信用といふようなことにはこの問題は關係がないはずなんです。その点はどうですか。

○廣瀬國務大臣　法律案の作成につきましては法務省と十分協議を遂げたことは、先ほどお答えしたとおりでございますが、これは取り締まり法規ではございまして、俗にいう治安に關係のある問題ではないと私は考へておるわけでございます。しかも、取り締まり法規といふのが、郵便の料金に關係する問題でございまして、御承知のように、現在の郵便法の中にも取り締まり法規

がちゃんとございますし、罰則も、懲役とか罰金とかいうことで規定されているわけでございまして、そういうような規定されていることが、ことごとく法務省に關係の法律でなければならぬというところはない、私はかように思っておりますのでございします。

それから、古い切手の消印済み、使用済みのものは該当しないということも当然でありまして、これは先ほど郵務局長からお答えしたとおりでございまして、むしろ公正な郵便切手の使用について間違いないようなことにしたいというわけであらうのでこの法律をつくらうとしているわけでございします。

○土橋委員 先ほど水野さんちよつと言われましたが、業者の表現の自由、営業の自由、出版の自由ということをやはり憲法で保障しておりますので、やたらなこととそういう出版業者やあるいは印刷業者に余分な迷惑をかけてはならないというところが一つの原則だと私は思うのです。

〔委員長退席、水野委員長代理着席〕
しかしながら非常に悪質であつて、そのことによってばく大な利益を受けて多くの人に迷惑をかけるというところに問題の中心があるというふうには私は理解しております。その辺の兼ね合いをうまくしめないと、何でもかんでも郵政大臣が乗り出していつて出版の自由、言論の自由まで侵すようなことをしてはならないということが第一の条件だと思つておられます。

次の問題は、八十四条の規定は偽造、変造を規定してあるわけですが、今度は模造というところをいってあるわけですが、模造と偽造とはどういうふうに進むのですか。おもな点二つについて答えてください。

○溝口本府委員 先ほど説明いたしましたように偽造、模造という法令用語だけの差を申し上げますと、これは法令用語辞典というほうによりますと、偽造のほうは、現物とあやまって流通することを期待してつくつたもの、すなわち、これは何とか現物のおり流通することを心の中に期待し

てつくつたもの。模造につきましては現物として流通することの意図は問わない。ですから、このものは明らかに現物とは違ふのだということで流通してもいいという気持ちでつくつたものが模造です。こういうのが一つの法令用語辞典にございします。もう一つの新法律学辞典のほうによりますと、そういうことではなくて、模造も偽造も真正なものを偽るものであることは同じだ。ただし偽造のほうには真正なものだという印象を与える程度が非常に強いものだ。そして模造のほうはその程度がそれに至らないものという、いわゆる程度の差という二つの一応法令の解釈はございします。しかし、この二つとも実定法上にそれほど大きな影響は与えてないというふうに思ひます。ということでは、いま先生おっしゃいましたように、八十四条では「行使の目的を以て」偽造し、明らかにそこには「行使の目的」が頭にかぶりますので、八十四条にはつきりそれが偽造、模造ということを議論しなくても行使の目的をもつて真正に似たものをつくさんつくつて郵便物に張つて出す。こういう事案が起これば当然八十四条で取り締まれますし、それから今回の法も「模造」ということばを使わずに、「紛らわしい外観を有する物は、製造し」云々してはならないという形で縛つておいて、八十四条にいかない以前のものを二条のほうの罰則でかぶせるといふことで、偽造、模造の法令用語上の差は少しございしますが、実定法では私どもは支障ないものというふうに考えております。

○土橋委員 そこは非常にむずかしいところだと思つておられます。偽造というのには必ず行使の目的を持たなければいかなければならぬ。印紙偽造であろうと、文書偽造であろうと、行使の目的をもつてつまり郵便サービスをごまかして、この品物を送つてやろう、ここにねらいがあるときにこれを普通偽造というのです。ところが、模造という場合は、要するに実物に非常に似たものでそれを鑑賞用にするか、愛玩用にするか、いろいろ問題はあつても、偽造であることは間違いないわけですが、ただ、偽造の場合には行使の目的をもつてやるというところに偽造罪を成立させる根本的な原因があるわけですね。模造の場合には、模造を奨励しなければならぬものもあるわけですね。たとえば廣瀬郵政大臣が色紙に書いた。その色紙がたいへんいいので、たとえば表彰されるときに一つ何百名に書くわけにいかぬから、廣瀬郵政大臣の書いた色紙どおりのようなものを多くの人に差し上げる。これは確かに模造です。しかし、模造であつても喜ぶわけですね。二十三日通信記念日に、郵政大臣が書いたものをいただいたといえは喜ぶわけですね。したがって、そういうときには大いに模造を奨励しなければいかなぬ。つまり本物の模造であつて、現在の科学技術の上において大いに奨励をして、郵政大臣の選挙等もありましようけれども、大いに奨励をしなければならぬ模造があるわけですね。そうでしょう。

そこで、問題の中心点はどこにあるかといふと、あなたのほうの理由の説明書に、二行目に「切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、」こういうことが書いてある。題目は「模造と書いていながら、ここでは「偽造」というふうにして書き直してあるのですけれども、これはやはり「模造」でいいじゃないですか。つまり「切手類の模造に関する犯罪を未然に防止する」といふに、郵便切手類の信用の維持を図る必要がある。というふうにいって何ら差しつかえない。ここでまた「偽造」といふことを言つて、「行使の目的」といふ八十四条あるいは刑法で規定している「印章」、そういうものに關係して、必ず「行使の目的」でなければいかなければならぬ。ここに書いてあるのは「行使の目的」はないですよ。「製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は証票の用途に使用してはならない」といふところだけ問題が出てきておるわけですね。どうですか。これは作文上の間違いじゃないかな。

○溝口本府委員 提案理由の一行目の下のほうで、「その行使による郵便切手類の偽造に関する

犯罪を未然に防止する」といふのは、模造をそのまま放任しておきますと、結局八十四条の行使による偽造の犯罪の誘発になる。先ほど事例がちょっと出ましたが、これを張つて出す、結局、行使の目的をもつて偽造という罪に入つていく可能性を秘めているので、私どもとしては、そういうふうな以前にこの法案でもつておとめておきたいという気持ちがあるということ提案理由に書いたわけでございます。

○土橋委員 私は、この法案については賛成する立場で質問してあるわけですから、その辺を理解して答えていただければいいのです。この法案の内容をどのように豊かにし、またある面においては非常に寛大にしなければならぬ面もあるわけですね。いま申し上げたように模造を大いに奨励しなければならぬ。つまり写真とか、印刷技術を奨励するといふ点においては、一がいこれをけなすわけにいかない面がある。また出版、言論の自由の観点から、やたらにこれを押さえるということとは好ましくない点があるわけですね。

そこで、問題の中心点は、郵政省の信用ということも一つの要素ですが、多くの皆さんからばく大な金を取り上げて、そしてわずかな費用でできるものを本物であるかのように見せかけて、いわゆる詐欺行為を行なうところに問題の中心があるわけなんです。まじめに、これはサンプルでございします、これは模造でございします、これは模造でございしますといふ分には差しつかえないわけですね。それは郵政省は大いに奨励していいわけなんです。切手の信用を高からしめることですから、いいですよ。しかし問題は、一定の見越したなにとつて、経済的に不当にばく大な利益を得ようとする者に対して制限を加えなければならぬ。そのことが社会の秩序を紊乱し、先ほど懸念委員も仰せになったように、青少年とか切手マニアとか、要するにそういうものが不当な利益を得て、社会の安寧といましようか、あるいは切手の公の秩序といましようか、そういうものを乱すところにこの罰則をもつて臨まなければい

わけですね。ただ、偽造の場合には行使の目的をもつてやるというところに偽造罪を成立させる根本的な原因があるわけですね。模造の場合には、模造を奨励しなければならぬものもあるわけですね。たとえば廣瀬郵政大臣が色紙に書いた。その色紙がたいへんいいので、たとえば表彰されるときに一つ何百名に書くわけにいかぬから、廣瀬郵政大臣の書いた色紙どおりのようなものを多くの人に差し上げる。これは確かに模造です。しかし、模造であつても喜ぶわけですね。二十三日通信記念日に、郵政大臣が書いたものをいただいたといえは喜ぶわけですね。したがって、そういうときには大いに模造を奨励しなければいかなぬ。つまり本物の模造であつて、現在の科学技術の上において大いに奨励をして、郵政大臣の選挙等もありましようけれども、大いに奨励をしなければならぬ模造があるわけですね。そうでしょう。

そこで、問題の中心点はどこにあるかといふと、あなたのほうの理由の説明書に、二行目に「切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、」こういうことが書いてある。題目は「模造と書いていながら、ここでは「偽造」というふうにして書き直してあるのですけれども、これはやはり「模造」でいいじゃないですか。つまり「切手類の模造に関する犯罪を未然に防止する」といふに、郵便切手類の信用の維持を図る必要がある。というふうにいって何ら差しつかえない。ここでまた「偽造」といふことを言つて、「行使の目的」といふ八十四条あるいは刑法で規定している「印章」、そういうものに關係して、必ず「行使の目的」でなければいかなければならぬ。ここに書いてあるのは「行使の目的」はないですよ。「製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は証票の用途に使用してはならない」といふところだけ問題が出てきておるわけですね。どうですか。これは作文上の間違いじゃないかな。

○溝口本府委員 提案理由の一行目の下のほうで、「その行使による郵便切手類の偽造に関する

犯罪を未然に防止する」といふのは、模造をそのまま放任しておきますと、結局八十四条の行使による偽造の犯罪の誘発になる。先ほど事例がちょっと出ましたが、これを張つて出す、結局、行使の目的をもつて偽造という罪に入つていく可能性を秘めているので、私どもとしては、そういうふうな以前にこの法案でもつておとめておきたいという気持ちがあるということ提案理由に書いたわけでございます。

かぬということがあるわけですね。他の面においては、サンプルに使うとか、あるいは模造で郵政大臣が大いに切手の奨励をしなければならぬ面があるわけですね。そうでしょう。これは間違いございませんね。ですから、不当な利益を得るため製造をやったり、不当な利益を得ることを輸入したり、不当に他の大衆に迷惑をかけることを百も承知の上で販売したりあるいは頒布するところの問題の中心があるわけですね。そうすると、この処罰規定でいいますと、権衡を失しておる点があるのじゃないか。八十五条では罪が重いのですよ。未遂罪を犯しておる。行使の目的をもつてしたときは、その未遂も犯罪行為として処罰しておるわけですね。この場合は、ばく大な利益を目的として製造し、あるいは輸入し、販売し、頒布した場合の未遂規定がないのですよ。これはどういうわけですか。未遂を罰していいじゃないか。何を遠慮しているのですか。

○清田木政府委員 八十四条のほうはまさに一般の偽造罪でございますが、当然未遂罪も罰せられるわけでございますが、今度の法律は、郵政大臣の許可したものはこの限りでないという形で、その許可という行為にかかって、そこで処罰の対象が明らかになるということで、要するにその許可の時点でもって処罰の対象になりますので、未遂罪の成立は一応考えられないというふうに考えたわけでございます。したがって、許可をしないですれをつくってしまえば本罪でございまして、それを許可してしまえば本罪でございまして、その許可を前提として許可以前にいろいろ用意して、先ほど通上先生からお話があった郵政省に許可を求めに行く。その場合でも私どもは製造してもらっては困る、やはり仕様書等を持ってきてもらいたい。それをつくって持っていくれば、未遂罪ではないに本罪でございまして、未遂罪は必要でないというふうに考えたわけでございます。

○土橋委員 それは非常におかしいですよ。この八十四条の規定は偽造、変造を処罰しておるのですが、これは郵便の正当なサービス業務を阻害す

るというところに基本を置いてこういう厳罰になつておるわけですね。つまり郵便サービスをごまかして、安い切手を売って、偽造あるいは変造して、一部書き直して、たとえば消印なんかのところを消して使う、郵便サービスの業務を侵すというところに問題の中心があるわけですね。片方の場合は、そういうこともあり得ることを含めて、そういうものを郵便切手として使う場合も考えられると同時に、最も資本主義的なものでは悪質な、要するに不当な詐欺行為を行なう、製造、輸入、販売、もしくは頒布して使用しようということとを内容に含めておるわけですね。私の言うことがわかりますか。片方は、要するに郵便サービスだけをごまかしてやろうとしておるわけですね。片方はそうではなくて、製造から、輸入から、販売から、もしくは頒布までして、ばく大な利益を得ようというところを考へておる規定なんです。そうしますと郵便切手の偽造、変造は、たとえば八十五条の規定によると、「前条の未遂罪は、これを罰する」というふうに規定をしておるし、また「二年以下の懲役又は一万円以下の罰金」に処するといふふうに、かなり重いわけですね。ところがいま申し上げたように使用するというところを考へておいて、おまけにばく大な利益を得る目的をもって頒布、販売あるいは輸入をするというのについて刑量が低いじゃないですか。これは法務省と打ち合わせをしたというならば、郵政大臣としてはおこらなければいかぬわけですね。現行の八十四条、八十五条の規定から見てもこれは低きに失するから、もっときびしくしてくださいと言つて失するわけですね。

○清田木政府委員 当然この罰則関係につきましては、法務省の意見を聞いて出したわけですね。それで先ほどの本法の提案理由の問題でございますが、提案理由の説明でも申し上げましたように、一応郵便切手とまぎらわしいものをつくつて、その結果、先生のおっしゃる膨大な利益云々ということでございますれば、かかわらしめている問題

は、やはり郵便切手を偽造、模造するところに問題がございます。そこで郵便法の八十四条のほうでは、行使の目的をもって偽造すること、これはまさにずばり言つてわれわれの一番守らなければならぬ法域の問題でございます。ところが、模造の段階になりますと、いままでの取り締まり法案がなければ、まさに模造切手をつくつても支障なかったわけでございますし、それからたびたび先生御指摘のように、ものによっては、悪質のものでなければまさにそういうものを大いに勧奨し、教育に使つていいものでございます。したがって、行使の目的をもつてする偽造罪よりは、模造罪のほうはどうしても軽くなる。もしそれが非常に悪質なほうに使われてくれば、八十四条のほうでも当然処分できますので、行使の目的まで入つてきて、そうしてこういうものを大量につくつて云々すれば、八十四条でいままでもやつたことはございます。しかし、八十四条まで持つていけないすれといふわけですが、その段階でいま模造切手が流通しているわけでございますので、それを取り締まるだけという形になります。他の印紙等の関係になりましたら、偽造罪のほうと、本法と同じような模造罪のほうは、同じように模造のほうは量刑が軽くなつておるということでございます。

○土橋委員 私はそういう説明には納得できないです。それは法理的に非常にあいまいな態度であるし、この法律制定の基本的な、要するに一定の収益を得る、一定の利益を得る目的をもって製造、輸入、販売もしくは頒布した場合が多いわけですね。そうでない場合は、大体二項の規定で郵政大臣の許可を受けますよ、良心的な人ならば、どうでしょうか。それをやらないでないし、でやろうというの、ただ製造することが目的の、一定のばく大な利益を受けることを目的としてやる場合なんですね。そうでしょう。良心的にやつて模造したいという場合には、郵政大臣に行つて聞いて、そしてしかるべき注意とちや

んとしたことを聞いてやるのが普通なんですよ。ところがそうじゃなくてやつておるものですか。法的な体系からいつてもこれでは権衡を失するといふふうに私は考へております。

次の問題ですが、あなた不遑及の原則を説明されました。これは刑法の基本的な原則です。しかしながら、内容はいままだけ騒がれておつて、それで現にたくさんものをかかえておつて、将来も売れる可能性がある場合にはこれは一体どうするのですか。不遑及の原則だけで黙つて指をくわえて見ておるのですか、郵政省は。

○清田木政府委員 すでに市販にそういったものが流布されていることは、私どもとしては非常に困つた事態でございますが、いままですれを取り締まる法案がない以上は、それがそのまま流布されてもいたし方がない。これは法治国家である以上、法によつて取り締まる以外にないわけでございます。したがって、いままですれを放置したことについては、私ども先ほど先生方からもつと早くこの法案を出すべきだったということについては責任を感じておりますが、だからといって、いまあるけれども出た時点において、前に取り締まり、あるいは出した時点において、その取り締まり法がないためにいと思つてつづつておつたもので、さかのぼつてこの法律にひつかけることは無理ではないかといふふうに考へておるわけでございます。

○土橋委員 わかりました。それでは郵政省としては泣き寝入り。ところが問題は郵政省にあるのじゃないのです。一般大衆が迷惑を受けるのです。この問題は、郵政省は痛くもかゆくもないのですよ。そうでしょう。問題は、要するにこれをたいへん愛好しておる人に大きな迷惑がかかるのであつて、郵政省としてはサービスを妨害しなければならぬのですよ。そうでしょう。切手に張つて出すということなら問題になるけれども、ただ鑑賞しておつてたくさんストックを持つておるといふ場合には、郵政省何も関係ない。むしろ迷惑を受けるのは一般大衆なんです。

よ。この法案にはそういう趣旨がなくて、ただ郵政の信用ということばを、要するに行使の目的らしい点に処罰を集中しておるけれども、この法の対象となるものはそこだけでなくともっと広い。つまり愛好者、切手マニア、あるいは切手の愛玩をする人全体に将来及ぼす影響を考えなければならぬという気が私はしておるのです。ですから、その点は少し不十分だというふうに私は考えておるのです。私の質問わかるでしょうか。じゃそれはそれでいいです。

次の問題は、今度私は、切手をたくさん郵政省からもたいて持っております。偽造切手は一枚もございませぬけれども、かりに持っておったとする。そこで私あやまって、それによく見てこれは模造と書いてあった切手だから使っちゃならぬことを調べればよかったけれども、忙しかったために、うっかりそれを張って出したという場合には、犯罪成立しますか。

○溝呂木政府委員 ただいまの御質問は、一般的に刑法上の一般原則になるのじゃないかと思えます。刑法三十八条ですか、故意、いわゆる罪を犯す意思を持たない場合、いわゆる犯意のない場合はこれは罰せぬということ、当然その態度としては法律にひっかかる態度をなしておりますが、結果的にはそれが先生のおっしゃるようなものが、これは全く本人にその犯意がなかったということが立証されれば、当然その処罰から免れるものというふうに考えております。

○土橋委員 これは非常に大切なことです。これがこの法案を制定するにあたりましては非常に大きな問題が起ってくる。つまり大量に印刷をし、売り込んでおるわけですから、うっかりして、たくさん切手を持っておって、だから三十八条の一項の規定をどう運用するかは、これは検察当局や裁判所の問題でしようけれども、非常に大きな問題が出てくるというふうに私は理解しておる。次の附則ですか、これは私は言にくいのですけれども、昔、交通機関やテレビやあるいはラジオのない時代は半年くらいも内容を宣伝する上に

おいてはかかったでしょう。現在はこの法律の施行について、半年なんて長い期間を要しなくてもいいのじゃないかと思う。一度これがテレビに、あるいはラジオに、あるいは新聞に報道されれば、大多数の方がすぐわかるわけですね。したがって、古い昔の法律観念で六カ月までのこのこと待っておいて、その間にどういふ事態が起るかもしれないのに、こういう古い法律のまねをしなれで、郵政省はもっと新しい方法で、たとえばテレビ、ラジオに三回放送して直ちにこれは実施をするというふうな、そういう少しあか抜けのした施行方法をやるべきじゃないかというふうに思うがどうですか。

○溝呂木政府委員 確かに御指摘のように、一般的に考えますとちよつと六カ月というのは長い気がしたわけですが、実は先ほど私御説明いたしましたように、カタログ類の許可という問題、これは当然許可するつもりでございまして、そういうものの製造過程をいろいろ研究しましたら、やはりそこに数カ月はいる。それからもう一つ、輸入に今度ひっかけておりますので、いろいろ輸入手続、いわゆる船積みいたしますと、最近の関係ではやはり三、四カ月は必要だ、それらを、いろいろ準備期間を見て、安全値をとって六カ月としたのでございまして、まさにそういうものを考えなければもつと早く一般のものならばできるという感じがしたのでございまして、いろいろそういうところを研究しました結果、やはり六カ月と見ておくことが必要だということ、いささか長い感じはいたしたわけですが、ございまして、六カ月といたしたわけでございます。○土橋委員 私はそれ以上あれはいたしませんけれども、これは万国郵便条約の規定にも規定されておるし、当然早目に郵政省が法律を制定しなければならぬという事態も先ほど話でございまして、したがって私はできる限り早目に、たとえばいまあなた模造の話で説明されましたけれども、模造はこれは郵政大臣のところへ届け出てくるきわめて良心的な人なんです。ですから、こ

の問題についてはそれは問題はないわけですが、そういう方はこれはもとと模造だということをやるわけですから、問題はそうじゃなくて、ばく大な利益を得る目的をもっていわゆる偽造行為をする、あるいは模造行為をする人に問題があるわけですから、ですから法律の施行については、古い明治時代のように半年とかいうことじゃなしに、できれば迅速にすべきだ、こういう私の考えなんです。

最後に、こういう点は研究されましたか。切手類、印紙の元売り所というのは必ず郵政大臣が許可を与えて、そうして一定の下のマージンをつけたところでなければ切手、印紙を売ることができなくなっているのです。あるいは本省に行くとか郵便局に行くようなそういう規定があるわけですが、これは切手売りさばきに関する問題です。ところがこの模造切手というのはそうじゃないのです。

デパート、あるいは古物商や、いろいろのところでお客さんを招くために、ことさら切手をセロハンでよく見えるようにして、そうして大道商人が売っておるわけですね。これは切手売りさばき所じゃないところをやっているわけですね。したがって、この模造切手も、将来販売するとなれば研究してみる必要がある。あるいは特にまぎらわしい問題については問題があるでしょうが、デパートなんかで一般にお売りになったり、あるいは大道商人が売ったり、あるいは古物商で売るといふ事態が起ってくると思うのです。そういうところの規制は郵政大臣どうする考えですか。

○溝呂木政府委員 先生御指摘のとおり、現在の私どもの発行しております郵便切手類は、当然法律によつて郵政省あるいは法律に指定された切手売りさばき所、このところでは売りさばくことはできません。したがって、いま問題になつておりますのは、模造切手として、いわゆる真正な切手でないものが、それぞれ、先ほど先生おっしゃったように趣味の世界、あるいはそういうもの形でもって販売されておりますが、この点につきましては、郵政省がそこで、模造切手の

販売権まで、販売権といいますが、販売指定、販売規制までいくことについては、私としてはいささかちゅうちょしてゐるわけでございます。いわゆる書画骨とう類のいろいろ趣味の世界に、いわゆるそのものが郵便切手に似ているからといって、郵政省がそこに入っていくことについては、実は私はちゅうちょしてゐるわけでございます。やはりそういう切手の部分が問題でございまして、支障を与えるというその部分について問題をはかて、ひっかけてというのか、それに関連して取り締まっていきたいというふうに考えているわけでございます。

○土橋委員 私は、当初申し上げましたように、この法案に賛成をするものです。ただ問題は、出版、営業の自由あるいは模造の自由というふうなことにいつてかなり大目に見る点と、それから非常に悪質でしてばく大な利益、他人を詐取する目的で、金品を詐取するという目的でやるものと、嚴重な区別をしながらやっていく必要がある、こういうふうに私は考えているのです。ですから、いろいろお聞きをいたしましたけれども、私は郵政大臣の法案提案についてはまことに時宜を得たものだというふうに考えておる次第でございまして、質問をこれで打ち切ります。

○水野委員代理 栗山礼行君。

○栗山委員 もうこの法案について各党の質疑がなされて、いろいろ尽くしておると思えます。私、勉強いたしてまいらなかつたのでありますけれども、四、五点の問題について、あるいは重複をいたしておればお許しをいただかなくてはなりません。若干お尋ねを申し上げたいと思えます。

第一点は、現在どのような模造切手が、約何種類、何枚ぐらい出回っておるかということなんでしょう。先ほど若干イミテーションのものをこつちへ見せていただきました。あれは四種類だと思ひますが、資料でいま拝見いたしますと、十三種類のものがございまして、どういふ根拠でお調

べになつて集約されたのか知りませんが、ずばり何種類程度かういうようなものが出回つておる、枚数の推定はどの程度のものが市場に出回つた、かういふ点を、わかる範囲内でけつこうでござい

ます、科学的根拠を求めませんからひとつ……。

○清田木政府委員 ただいま御質問の点でござい
ますが、まず種類を私どもがキャッチしておる範
囲で申し上げますと、十四種類でございませう。そ
してこれを発行しております会社は東京に二社、
それから大阪、名古屋それぞれ一社によつて製造
されておまして、もちろんそこでも販売してお
るほか、さらに全国数十店で販売だけが行なわれ
ております。

そこで、どのくらい出回つておるかということ
で、私どもいろいろ手を尽くして、ずばりそうい
うところにも聞いてみましたが、御承知のように
教えるはずがございせん。いろいろ税金の問題
もあるのではないかとありますが、いろいろの手
を尽くしてあつちこち探したのですが、すでに
どのくらい製造されたかということとは私どもつ
いに把握することができませんでした。しかし、巷
間伝えられるところによると、相当の——相当と
いうのはどのくらいかということになります、が、
かなり彼らはそれをつくつたのではないかと、そし
てかなり売れているのではないかと、これはい
われております。しかし、残念ながら確実な枚数
の把握ができませんでした。

○栗山委員 そういたしますと、この法案の制定
を背景として市場の調査をされたということであ
りまして、平時において巷間伝えられる一つの郵
便切手の問題が、模造の問題でいふ新聞紙上
の問題等にもなり、あるいは実害等もいろいろ示
されておつたのでありますけれども、実際はその
法律制定以前の、どんなものかというお調べに
なつたというふうなことで、十分な数字もつかめ
なかつた、かういふふうな理解してよろしいか、
どうなんでしょう。

○清田木政府委員 私どももこういふものが出回
るといふことをキャッチしたのは、三十九年
第一類第十一号 通信委員会議録第十三号 昭和四十七年五月十日

ごろに少し出回つておる、これはたしか三十九年
の十一月に切手経済社というところで、いわゆ
る「月に雁」、「見返り美人」、かういふものが
少し出ているというあたりからキャッチし始めま
した。たいしたことないなと思つておるうちに、
デパート等を回つてみますと、われわれとしては
非常に好ましくない形でそれがどんどん発展して
いつたということ、実は前々からこれはちよつ
と問題だと思つていたわけでありまして、最近こ
こ一、二年に急激にはらんしたといひますか、
もちろん取り締まりの対象にならないということ
がわかつたためとは思ひますけれども、急激に出
てきた関係でございまして、実は法案の提出が
おくれたというおしかりも先ほどから受けてお
ります。そういうたような意味において、その市場
調査等についてもその点において十分でなかつた
ということを反省しているわけでありまして、し
かし、かなりほうつておけないという状態が目
前に出たということで、急遽この法案を提出した
次第であります。

○栗山委員 次の点は、かういふ点なんです。こ
れは年度別というふうなことはどうかと思つた
のですが、一般論的でけつこうですが、偽造切手
は模造切手というものがごく最近に実際に郵便
に行使された、かういふ事例があつたかどうか。
○館野説明員 計数を申し上げます。

偽造切手によります郵便法違反、昭和四十三年
から申し上げますと、四十三年度三件、四十四年
度二件、四十五年度一件、四十六年度二件とい
つた状況でございまして。

○水野委員長代理退席、委員長着席
なお、先ほど申し上げましたが、模造切手を
郵便に張りまして差し出しましたものが、四十三年
度二件、四十六年度一件発見されてお
ります。

○栗山委員 お伺いをいたしますと、それは件数とし
ては非常に少ない内容のものだ、そういうことで
すね。そういたしますと、これは処置はどのよう
にされておるのです。その事後処置といひます

か、たとえば偽造切手行使されたということに
ついてどういふ処置をとられておるか、あるいは
模造切手の問題も件数をお話しになつたのであり
ますが、それが誤つてか意識してかよく知りませ
んけれども、どういふ処置をとられておるの
か、簡単に。

○館野説明員 偽造切手使用につきましては、郵
便法八十四条違反ということで司法処分をいたし
ております。模造切手の使用の郵便につきまして
は、郵便法八十三条の「料金を免れる罪」とい
うものの容疑として処置しております。

○栗山委員 けつこうでございまして。
次の問題は、これが模造切手であるか、あるいは
偽造切手であるか、この識別の問題であります
が、これはどんな方法で行なわれるか。私も、郵
政省の飯を食つたことがないのでよくわからない
から、先ほど郵政省で飯を食べられた共産党の土
橋委員にお伺いしたのであります。消印を
する場合について、そういう明確な識別の判断が
あるかどうか。栗山さん、そんなものはないよ、
というふうなことでございまして、その程度の理
解しかないのですが、この識別が明確でないもの
だとすれば、いまの件数がたまたま偶然出てきた
数字としか理解できないような感じがいたすので
あります。これは特殊な識別方法をされてい
るかどうか。

○清田木政府委員 残念ながら、われわれ郵便に
関係する職員のいわゆる常識的な目で見分けるし
かないわけではございまして、したがって、最
近出回つておるものが張られてきたならば、
まず郵便局の職員が消印の段階において発見す
ることとはほとんど困難だろふと思ひます。十分
なものがあれば専門的にいろいろの、あるいは安
い刷り
ものでございまして、大量に郵便
物を処理している郵便職員の通常の目をもつてし
ては、識別は困難だろふと思ひます。

それから機械のほうも、いわゆる色とかそ
ういふものによつてある程度検知の方法はありま
すが、やはり同色の同じ図柄でもって出された場

合は、機械でこれを見分けることはまず不可能と
いうことで、実はあれが張られてきた場合は、い
ささかお手あげの感じがしてゐるわけではござ
います。

○栗山委員 そうすると、識別の判断はもうノ
ズロだ、かういふことになりませうね、終局的に
は。したがって、先ほど監察官のほうの御報告が
ございましたように、たまたまというふうなこと
でありまして、どれだけの巧妙に偽造切手が行
使されておつたかということについては、当局と
しては、残念ながらこれは把握することができな
い実情下に置かれておつたんだ、かういふふう
に私流にいたしますと理解をせざるを得ない、かう
いふことでございませう。別にあえてあつてと
うといふことではございせんが、問題の理解点
として、何かそれは栗山君違ふといふことがござ
いましたら、ひとつ御答弁を……。

○清田木政府委員 ただいまの御質問は、いわ
ゆるわれわれ郵便職員が見ての御質問ということ
で、そういうふうな申し上げたわけではござい
ませんが、正式には、これはもう模造、偽造を鑑定する必要
が起これば、当然これは専門の印刷局、そういう
ところ専門家がおりますので、そういうところ
に渡して、これは本物であるか、偽造であるか、
模造であるかという処理はいたします。したが
つて、法案にあつた、その処罰の対象にするとき
に、問題になるといふ意味の判定というものは、こ
れは別に十二分に科学的な鑑定法はありますが、
郵便局に出されたものについてはちよつと……。

○栗山委員 それではわかりました。なかなか郵務
局長、正直です。これはもう実際には事後処理の
問題で、たまたま何か出てきたというもののにつ
いて識別、鑑定をするということであつて、行使の
過程では全くわからないんだ、かういふことで
すね。これはすつてんころりんやられてしまふとい
う危険もずいぶんあつた、かういふ理解をせざる
を得ない、かういふことですね。

次の問題なんです、特殊郵便切手及び記念切

手の発行基準というものが一体あるんじゃないかと思うのですが、それもあれば、大別、簡単にひとつお答えいただきたい。

それから、こういう特殊切手を発行されるについては、郵政審議会の審議を経る、こういうことに相なるのかどうか。それから、したがって審議の内容については、発行枚数、たとえば記念事業についてのこういうふうな特殊切手を発行するということとは審議会の組上のぼるけれども、発行枚数というものについては審議会でこれは審議の対象になっておるのかどうか、この点ちょっと……

○清呂木政府委員 いわゆる特殊切手の発行基準でございますが、まず第一点に、国家的あるいは国民的行事でそれ相応の催しものがある、国民の目から見て、これはやはり国家的行事だというふうな何らかの催しものがある、それをわれわれがことごとくいいますか、そういう形でバックアップするという形で記念切手を発行するというところでございます。それから二番目が、いわゆる周年行事。いわゆる今度出します学制百年記念、こういう五十周年記念とか百周年記念とか、過去においてある非常に有名な事実があった、それが百年とか五十年とかということになったときに発行するという。それから三番目が、いわゆる国立・国定公園、これはまあ風景その他について非常に切手に合うということで、国立・国定公園関係はあります。それから四番目に、郵政省独自のシリーズものというものがございまして。これは御承知の古典芸能、ずっとやってきた古典芸能とか、ずっと前には花シリーズとか、そういった一種のシリーズものとして郵政省独自で出すもの。

大体こういった四つの考え方で発行いたしております。

それからこの発行につきましては、郵政審議会の専門委員の先生に全部おはかりしております。ただし枚数につきましては、一々そこではおはかりしないで、実はもう少しあとで、その行事が、

これは国民的行事としてかなり大きいと思うときにはやや多く、それからこの行事は、行事としてはいっぱいであるけれども、一般の人の関心をかいていないと思われるものについては少なくとか、それから特に最近窓口で行列をするという非難がございましたので、そのほうを考えまして、ことしあたりから、いままでのものに比べて相当発行枚数をふやすとか、そういう意味におきまして、発行枚数についてはいろいろの事情を勘案して、私も政策的にきめさせていただきますというのが実情でございます。

○栗山委員 大体、以上わかりました。

そうすると、審議会にかけている内容については、かくかくの事業についていわゆる特殊切手を発行するという原則的な可否の問題を審議会で御決定をいただく、そういうことですね。

それから発行枚数についてはどうなんでしょうか。これはあなたの答弁でちょっとわからないのですが、たとえば過般ございました万博記念切手というふうなものを、これはどの程度発行することが望ましいのかという評価といいますが、消化できるかどうかという一点の問題にもなりまして、うし、国際規模の行事だから、どの程度が望ましいかという、そういうような一つの基準というものは、必ずしも原則的基準があるのかどうか、こういう点なんですね。私がこの数字を、特殊切手の問題について、まあこれはそれぞれの条件でいろいろ御説明がありましたように、発行枚数が違うのです。ところが発行枚数が違うということ、こういう記念切手、特殊切手についてはこれだけしか売れないという、一つの市場サイドでものをながめて発行枚数をおきめるのか。今度は一かせぎできるなというように、まあまあことばを言いますと、そういうことで枚数をおきめるのか、こういう点も私はかなり問題が存すると思うのです。これもあまり発行して消化できなかったら困るというふうなことの問題もございまして。しかし、さりとて切手マニアの市の中の価格操作というものはやはり需給関係であり

まして、いい記念切手という事業の条件もございませうけれども、少ないものは時間がつほどにその価値が高まるといって市場操作の関係等もございまして、これらについて健全な、切手マニアについての一つの趣味を高め、経済的な負担をかけない一つの趣味の方向を持続する、こういうことが特殊切手を発行する基本的な姿勢でなくちゃならぬというように考えるものですか、この点があなたの御答弁では少しあいまいなように思っているのですが、いかがでしょうか。

○清呂木政府委員 全く御指摘のとおりでございます。いままで少し出し方が少なかったのじゃないか、そのことが、ある意味においては、一部の郵趣家の利益になっていっている話も聞きました。最近では少し多目に出すという考え方でございます。しかし、もちろん特殊切手でございまして、かなり多目にし出して、その行事以降についてその切手が残るといことはちょっと問題がございまして。そして結局「月に雁」とか、ああいう形で、あの当時としてはあの切手も非常に売れ残ったのでございまして、何年か、十年、二十年たつていくと、思わぬ値が出てくる。そういう点を考えますと、切手発行政策というものは非常にむずかしい問題でございまして、しかし、いま先生がおっしゃったとおり、健全な郵趣に資するよう、しかも、郵便局でもってそれが残ってしまった、せっかく高い切手をつくって、ある意味においては事業の経営にマイナスになるようなこともしたくないというのを両方踏まえながらいろいろ私どもとして考えておるわけでございまして、とにかく最近の情勢では、少し多目多目にしたいという考え方でございまして。

○栗山委員 そのところなんです。非常に、私がびんとわかった、こういうことにならないのですが、いわゆる特殊切手を発行する基準がなくて、基本的な考え方というものをどこに置いてやっておるか、こういうことがやはり中心になると思うんです。それは事務的あるいは感覚的には、こういう事業について、これは発行す

ることがしるべき内容だ、これはよろしい、それからどの程度の枚数を発行するかということも基準に基づいてやっていくのか、市場性を勘案してやっていくのか、こういうことも——当然消化されなくちゃ困る。さりとて一定の限度的なものを、よほど基準を設けて考慮せぬ限り、趣味の問題でありますから、結局その市場性という問題によって、趣味が非常に経済的なサイドでものを運ばれて、商売人の奮起をされるということにもなつてまいりまして、結局高い趣味になる。適正な価値、経済的な価値ある趣味、こういう方向に持っていくためには、あなたのところはもう基本的な一つの考え方をもちになつていらっしゃるか、これを明らかにせなければいかぬじゃないか。原理原則の問題だ。私から言うところいうことですね。

○清呂木政府委員 先ほどちょっと私触れましたように、特殊切手の発行する目的がまずございまして。そこで、先ほど第一番目にあげました国家的、国民的行事、これはいろいろございまして。その時点では、たいていそれを主管する省がございまして。厚生省主管の心臓病予防何々とか、あるいは鉄道百年記念といえは運輸省及び国鉄、そういった必ずその行事を主催する責任の官庁なり団体がございまして、そういうところと十分相談して、この切手はどのくらいでどういう形のものを持つていったらばまさに郵趣としていいかということとを相談しながら、最終的には私どもがその図案等を考えるわけでございまして、常にその行事が国家的、国民的行事であるということとをまず念頭に置いて、しかもその行事で切手を発行するということになりましたときは、その行事の主催者と十分協議をして、どのような図案でどのような形でいいかということを考えております。

そして最後に枚数になるわけでございまして、その枚数も、たとえば万博のような場合、要するに非常に外国のお客さんがたくさん来るといふような場合の枚数、それから国立公園、これは過去において何回も出してありますので、その

地元においてどのくらい売りさばかれ、需要がどのくらいある、そういったものも考えながら、全体の数量と同時にその発行する場所への配分枚数と申しますか、そういったものを操作して、結果的には健全な郵趣界の育成といえますか、そういったものに役立つようにというふうに考えておるわけでございます。

「その辺は郵政省はなかなかうまくやっていますよ、心配ないよ」と呼ぶ者あり」

○栗山委員 なかなかこれは金もうけのためにうまくやっているのか、あるいは商売のためにうまくやっているのか、あるいはそういうふうな青少年の切手収集マニアというものを保護し、そういうものを高めるという一つの内容を持ってうまくやっているのかという、こういう問題等もありますので、いまいろいろ水野先生のなかなかうまくいっているのを拝見するやじがあったのでありますけれども、私の伺わんとする点はそういうところにあったわけですね。

一つお伺いいたしますが、私は実は友人の子供にせがまれて、何回かおじちゃんと言ってべそをかいてきて、何なんだといったら、販売切手の問題についてもう全く深い興味といたしますか、私が外国へ行ったら、どこそこのものを何枚買ってこいというふうなことがあるのですよ。それから八尾の郵便局あたりに参りますと、朝三時ごろに起きて並んでいくんだ、ところがだめなんだというところで、目をまっかにして帰ってくる。そして栗山のおじちゃんのところへ行ってこい。涙をこぼして私に何も言わぬものですから、ああ切手だね、わかったというふうなことで、私がひとつ適当な処分をするというふうなことがあるのです。だから、そういうふうな窓口の規制の問題もございすけれども、いわゆるそういうふうな青少年の純情な、しかもそういうふうな切手マニアの誇りや期待という条件に適するようにやはりやらぬと、結局その人たちが手に入れたというふうなものも手に入らないし、買おうとすればたいへんな価格だ。そこで、郵務局長、いま、まともなものです

よ、イミテーションは別のもので、まともなもので、あなたのところが発行された特殊切手で一番高いものは、いろいろ新聞に出ておりますけれども、市場で大体何万円くらいのもので一番高いというようにあなた理解していらつしやるか、ちょっと伺いたいです。

○溝呂木政府委員 郵便切手の古いものの相場でございますが、実は私、よく研究が足りておらないのですが、明治時代に出たいわゆる竜切手あたりになりまして、ちょっと値段がわからないくらいだという話もあります。しかしその竜切手でも、いろいろの切手、手彫りで彫ってあるもので、どこに欠陥がある切手だとか、郵趣の世界の中では非常に専門的なもので、一つの同じような切手でも値が違ふというふうなことで、その辺はわかりませんが、最近よくいわれております「見返り美人」がございしますが、これが市場一万円以上しているのではないかとこのように考えております。もちろんそのときによって値段が違ひますが、「見返り美人」とか、「月に雁」、こういったものが値上がりした代表的な例というふう聞いておられます、それらは大体一万円をこえているというふう聞いております。

○栗山委員 実際のことは、やはり発行枚数や、先ほど申し上げたような省が発行する特殊切手についての適正化ということに関連するから私にこれを申し上げるのであります、あなたのところの資料は間違つてますよ。私はある人に頼まれて、それでしようがないから金を出して買わざるを得ないというところで資料を集めてみたのです。それは「月に雁」であります。二万五千円で、とても私のポケットではまいらない。しかし簡単に、まあ何とか一枚くらい、よつしやというふうなことを言つたものでございすから、事実その趣味のところへ参りまして、これをほしんだがと言つと、二万五千円だということではつくりして帰つてきた。こういうふうな状態、これは明治じゃないですよ。御承知のとおり二十二年ですよ。溝呂木政府委員「竜切手が明治時代でございす」と呼ぶ。ああそうですか。とんと私のほうはさっぱり……。

○高橋委員長 郵務局長、ここへ出てやつてくだ

さい。

○溝呂木政府委員 先ほど私の説明がちょっと言

足らずで誤解をなされたかと思ひますが、いわゆる

竜切手というところで四十何文とか、あれが明治

時代のものでして、これの値がちょっと私わか

りかねるというところでございす。それから、

おっしゃるように「月に雁」、それから「見返り美

人」、こういったものは当然昭和の戦後のものでござ

いす。

それから一言弁解させていただきますと、私も

聞いてびっくりしたのですが、実は「月に雁」

は、売りさばいた当時は余つて困つたそうござ

います。それがやはりだんだん月日がたつに従つ

てああいう形になつたというところで、いささか郵

趣界のむずかしさを私も教へられたわけござい

ます。ある時点で、やはり郵趣界というものは非

常に動きがございすので、一時は郵趣界も相当

さめた時代がございすますが、いまは一番ピーク時

といわれておられます、そういうことで値段な

ども、先生が「月に雁」を二万五千円とおっしゃ

いました、もちろん売場と買場ではかなり

なり、切手商が違ふと、商人によつてはかなり

人のあれを見て値をつけるという話も聞いており

ますので……。しかし、いづれにいたしましても

非常に高くなつていことは事実かと思ひます。

○栗山委員 とにかく私は物持ちだから、あるい

は五千円くらいのものを二万五千円だと言われた

というように、みずからマスタベーションで誇り

を持たなくちゃいかたがたがたがね。ほんとう

にびつくりしちゃつた。

これはたいへんふまじめなような私語のような

ことでお尋ねいたしておるようなことになりま

す、これとてもやはり商人の一つの商業政策でござ

いますけれども、問題は求める需給関係だ、こ

ういうことに思ひをいたして、将来の方向に、や

はり基準なり発行枚数というものに検討を加え

て、そして切手というふうなこういう優雅な趣味

を、あまねく情操及び文化的な感覚を養つてい

くということにその使命と内容があるかと思ひ

ますので、これは一段と考慮をいたさなければ

いかぬ、こういう点でございす。

それから最後にお尋ね申し上げますが、もう二

点ございす。まだ二十分以内でございす。

私、次にお尋ね申し上げたいことは、この法律

は公布後六カ月に施行されるという一つの条

件、どなたがお尋ねになつておつたと思うのであ

ります、その期間はノーズロなんですね。そう

すると、先ほどちょっと土橋委員の質問に局長が

お答えになつていらつしたように思うのであ

りますけれども、こういう法律ができるのだ、し

たがつていまのうちに、いまだほとんど市場性の高

いものがあるか、どういふ品種類別なものをイミ

テーションをつくれればひとつもうかるか、こうい

うようなことで発行者が計画をかりにしたとしま

す。またそういうことをせよというふうなことの

保証もなし得ない。そうすると、施行までにそ

の発行したものは一体どうなるかということ、

適正な法律がないのですから、行政指導というも

のがこの空間を——いよいよこれはこういうこと

になるのだ、売つていけないから、何とかいまの

うちにひとつもうかるものをざつと選別してつ

くつてしまつて、消化しようじゃないか、こうい

うようなことが、かりに一発主義の商人があら

うといひますならば、これはどうなるかというこ

とについてお考え願つておる。

○溝呂木政府委員 まことに痛い点でございま

す、先ほど私から御説明申し上げましたように、

すでにそういうものは現在市販に流通しておるわ

けでございす。もつと早くこういふ法案を出

して取り締まればよかつたのですが、御承知のよ

うに出すのがおくれた。おくれた部分についてだ

け泣き寝入りと申しますか、われわれとしても、

法治国家としては法律によつてだけしか取り締ま

ることはできません。行政指導と申しまして、

そういう人たちは当然処罰の対象にならなけれ

ば、少しくらいけしからぬとかなんとか言われたつてへいちゃらといいますか、そういう形でございます。ただ、かなりまじめなデパート等で売りさばかれておる、こういう点につきましては私どもも、やはりこういった法案が出る以上は、そして国会で承認されるわけでありますから、やつてはならない行為をいまからやつていいということではないというように、そういう話はしておきたいと思いますが、しかし、法的には実はどうしても効力を発生するまでの時点では何とも手の打ちようがない、こういうわけでございます。

○栗山委員　もう一点でございます。まだ二十分しかやっておりませんから、もう一点で終わりたいと思います。

最後に、私ちよつと疑問を感ずるのですが、いまの問題は全く行政指導も措置もない。まさにこれは困った問題だ。だからいま、もつと早くこの法律をつくらなくちゃならなかったのだといみじくも自己反省をされたということで私も受けとめてまいりたい。

また、阿部委員が非常におとなしく、笑って、この法律を制定する背景というものはどうなったのだ、こういうようなことでやさしく聞かれて

おったのでありますけれども、まずまず、皆さんのほうからこういう法案を出すということではなくて、いろいろわれわれがお茶飲み話で話をいたしておりますことが皆さんの耳に入り、大臣が直ちに法制化、こういうような急速な制度化をされたということについてはそれなりに評価いたします。

であります。しかし、何らかのを言わなくては皆さんは腰を上げぬというこの姿勢だけはやはり謙虚に改めていただかなければならぬ、こういう一つの姿勢について私は大臣にお尋ね申し上げたいと思うのです。

それからもう一つ局長にお尋ね申し上げたい点は、法体系の問題なのでありますが、きわめて簡単な問題、二条に規定しておりますことは「第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」ということなんです。

ね。そうすると、こんな法律が一年以下の懲役と
いうことにつきましては、ちょっと身ごたえする
わけで、気まま一ぱい言つてぜいたくしておるや
つが、懲役一年というのちよつと身ぶるいをする
と思うのでありますが、五万円以下の罰金だとい
うことなら、「又は五万円以下の罰金」であります
から、それだけ覚悟すれば百万円なり、あるいは
一千万円もうかるのだということなら、こんな法
律を飛び越えてやるという一つの内容、世は乱世
でございますから、水野先生のような紳士ばかり
が存在いたしません。今日の退廃した国の運命い

ずれなりやという、一つの憂慮しなくちゃならぬ事態また存在しないとも限らないのでありまして、こういう点について、私は何も処罰主義者

じゃないのですけれども、どうも法体系から見てこれだけのいろいろな実害と、それから論議すればするほど内容を検討されなくちやならぬ問題等も含まれておると思うのです。ただ、そういうような軽微な罰金というものが現行の法体系でこれを含めようというのか、こういう点についてどう評価してみればいいのか、こういう点について

て私はしろうとでありますからわからないのでありますけれども、これをひとつ御説明をいただきたい。

○廣瀬國務大臣　ただいまお尋ねの前段の問題につきましては、まさに御指摘のとおりでありまして、実際上は御承知のように、各党の皆さんからの御要請によっていよいよ郵政省が動きだしたという形になったわけでございまして、冒頭阿部部長委員にもお答えいたしましたように、万国郵便条

約があって、これに「約束する」ということがありながら、これは道義的な条項だということに解釈いたしまして今日に及んだわけでございますけれども、こういうような法律案は、一日も早ければ早いほどよかったということをお願いいたします。

感じておるわけでございまして、今後は十分気を付けてまいりたい、こういうように考えておるわけでございます。

○溝田木政府委員　罰則の問題でございしますが、たまたまこれと全く同じような法律、印紙等模造

取締法の罰則も「一年以下の懲役又は五万円以下の罰金」ということになっておりまして、これらにつきましては私どもだけの判断でなく、法務省に行きまして、法務省が全体的な刑法あるいはこういう取り締まり法関係の刑罰量刑を見まして、それでもって大体この印紙等模造取締法と同等にすることが妥当であるうということになったわけでございます。

先生の御質問の一つに、それはそれとしても、一年以下の懲役ということと五万円以下の罰金という――要するに懲役の問題は、まさにインフレ

であらうと何であらうと、それによって受けるつらさというものは一定ではありますが、五万円の間題が、要するに最近のようにインフレ時代には、

金のはうはだんだん価値が下がってくるというふうな問題があるということで、私も法務省のほうに問いただしたのですが、たまたま印紙等模造取締法については、懲役と罰金の刑が非常にバランスがとれているそうでございます。現在刑法等には二千元とか三千元とかいう罰金がずらり残って

おつて、それをちよいちよい臨時法律でもつて上げたりしておりますが、それらの面から見ても今回の法律の中の五万円の罰金は、他の処罰の例か

ら見て大抵いいところにあるというふうに聞いておられます。

○栗山委員 終わります。

○水野委員 関連して、私どもこの法律をよく読んでなくてあれだったのですが、現在通用している刃手と付録二のこの法律とが、ついでに

る切手は、対象としてこの法律をつくっておられるようであります。しかし、この法律制定の背景は、郵便切手を集めている人たちに模造切手が流通して非常に迷惑を与えているということなん方で、そこに論理的に若干おかしい点があるのじや

ないか。ただし、法律的にはこの辺で縛らなければとも無理だからこういうふうにされたのだらうと思いますが、郵務局長としてその辺を明確にひとつ答弁をしておいてもらいたいと思うのです。というのは、現在通用力のある切手だけなの

か。同じ日本の切手でももう通用できない切手がたくさんあります。それはこの法律の対象外になつてゐるのかということと、それから適用しない切手とまた似ている切手があるわけですね。郵政省で同じ図案を何べんも使つておられる。片つ方のほうは使えないのだが、片つ方のほうは使えるという切手があるのです。こういうものはどうするかということ、法律の概念はどういうふうにそこを通してこの法律をおつくりになつたのかという御説明をもらいたいと思います。

○澤呂本政府委員　御指摘のとおり、本法案は通

用する切手についてでございます。したがいまし
て、通用を禁止されているものが日本の郵便切手
にもございますが、それについては本法の対象に

なりません。しかし、「紛らわしい外観」という規定のしかたをしておりますので、過去においてそれと似たようなものが発行され、しかもそれが新しい郵便切手とまぎらわしい状態において模造された場合は、そのものは本法の取り締まりの対象になるといふことでございます。

○高橋委員長 これにて本案についての質疑は終
局いたしました。

○高橋委員長　これより討論に入るのであります
が、別に申し出もありませんので、直ちに採決に
入ります。

郵便切手類模造等取締法案について採決いたし
ます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長　起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する
委員会報告書の作成等につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 この際、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。廣瀬郵政大臣。

○廣瀬國務大臣 本件に関しましては、慎重な御審議の上ただいま御可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

各委員の御質疑の中で申し述べられました点につきましては、今後法律の実施にあたりまして、御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。

○高橋委員長 この際、おはかりいたします。

逓信行政に関する件、特に国際電信電話株式会社事業概況調査のため、明十一日、国際電信電話株式会社から参考人の出席を願ひ、意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は明十一日午前十時理事会、十時十五分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

昭和四十七年五月十九日印刷

昭和四十七年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局